

12月1日（金）



# 令和 5 年 12 月 1 日 ( 金 曜 日 )

午前10時0分開議

出席議員 (38名)			
1 番	齊 藤 了 介	( 志 誠 会 )	
2 番	永 山 敏 郎	( 県 民 連 合 立 憲 )	
3 番	今 村 光 雄	( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )	
4 番	工 藤 隆 久	( 同 )	
5 番	内 田 理 佐	( 宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党 )	
6 番	川 添 博	( 同 )	
7 番	荒 神 稔	( 同 )	
8 番	福 田 新 一	( 同 )	
9 番	本 田 利 弘	( 同 )	
10 番	山 内 い っ と く	( 同 )	
11 番	山 口 俊 樹	( 同 )	
12 番	下 沖 篤 史	( 同 )	
13 番	濱 砂 守	( 同 )	
14 番	黒 岩 保 雄	( 緑 風 会 )	
15 番	脇 谷 の り こ	( 親 和 会 )	
16 番	松 本 哲 也	( 県 民 連 合 立 憲 )	
17 番	山 内 佳 菜 子	( 同 )	
18 番	坂 本 康 郎	( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )	
19 番	西 村 賢	( 宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党 )	
20 番	二 見 康 之	( 同 )	
21 番	後 藤 哲 朗	( 同 )	
22 番	山 下 寿	( 同 )	
23 番	野 崎 幸 士	( 同 )	
24 番	佐 藤 雅 洋	( 同 )	
25 番	安 田 厚 生	( 同 )	
26 番	日 高 利 夫	( 同 )	
27 番	凶 師 博 規	( 無 所 属 の 会 チームひむか )	
28 番	前 屋 敷 恵 美	( 日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団 )	
29 番	井 本 英 雄	( 自 民 党 同 志 会 )	
30 番	岩 切 達 哉	( 県 民 連 合 立 憲 )	
31 番	重 松 幸 次 郎	( 公 明 党 宮 崎 県 議 団 )	
32 番	坂 口 博 美	( 宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党 )	
33 番	武 田 浩 一	( 同 )	
34 番	山 下 博 三	( 同 )	
36 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )	
37 番	中 野 一 則	( 同 )	
38 番	外 山 衛	( 同 )	
39 番	日 高 博 之	( 同 )	
欠席議員 (1名)			
35 番	日 高 陽 一	( 宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党 )	

## 地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	重 黒 木 清
政 策 調 整 監	田 中 克 尚
総 務 部 長	吉 村 達 也
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	川 北 正 文
環 境 森 林 部 長	殿 所 大 明
商 工 観 光 労 働 部 長	丸 山 裕 太 郎
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	原 口 耕 治
会 計 管 理 者	長 倉 佐 知 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	平 居 秀 一
監 査 事 務 局 長	米 良 勝 也
人 事 委 員 会 事 務 局 長	田 村 伸 夫

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長	福 島 久 大
政 策 調 査 課 長	牧 浩 一
議 事 課 長 補 佐	佐 藤 亮 子
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 一般質問

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、山口俊樹議員。

○山口俊樹議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。宮崎市選出、自民党の山口俊樹です。傍聴に足を運んでいただいた皆様、ネットなどを見ていただいている方々に感謝を申し上げます。

さて、本日は、防災、基礎自治体との連携、教育、福祉保健、財産運用の5つの大項目で質問をさせていただきます。

まず、防災対策です。

皆様は個別避難計画というものを聞いたことがあるでしょうか。ざっくり申し上げますと、高齢者や障がい者など、災害時に自ら避難することが難しい方々を対象とした、一人一人の状況に合わせた個別の避難行動計画のことです。2021年に法改正がありまして、この計画の作成が市町村の努力義務となりました。

大規模災害が想定される本県にとって、この計画の策定は取り組むべき事業だと思いますが、本県における個別避難計画の必要性と策定状況についてどのように捉えているのか、知事にお伺いいたします。

壇上からの質問は以上といたします。（拍手）

〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

個別避難計画についてであります。

東日本大震災における東北3県での障害者手

帳保有者の死亡率は、全体死亡率の約2倍に上っております。

また、熊本県の球磨川流域を中心に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨では、亡くなられた方の約8割が高齢者であり、障がい者や高齢者が犠牲になるケースが多く見られたことから、御質問の個別避難計画を策定することは極めて重要だと考えております。

県内市町村の個別避難計画の策定状況については、今年10月1日現在、全部策定が3町村、一部策定が12市町村、未策定が11市町で、全部及び一部策定の割合は57.7%となっており、全国の84.7%と比較すると低い状況にあります。

ただ、中身を見てみますと、未策定が4割になるわけではありますが、完全にはできていないものを未策定と言っている市町村もあるようでありまして、比較的厳格に、この数字は出されているというふうには受け止めております。

しかしながら、台風や豪雨が激甚化、頻発化し、今後、南海トラフ地震が高い確率で発生すると言われていた中、高齢者等の避難を円滑かつ迅速に行うため、個別避難計画を早期に策定することは、大変重要な課題であると受け止めております。以上であります。〔降壇〕

○山口俊樹議員 ありがとうございます。知事がおっしゃるとおり、厳格に運用しているということもあってだと思いますけれども、数字としてちょっと低い。他と比べて、数字上は進捗が遅れているということが言えるかなと思います。

実は答弁いただいた進捗率は、知事の答弁にもありましたけれども、計画に取り組んでいる基礎自治体の割合でございます。全国と比較してということについては、一つの指標となり得るんですが、正確に進捗を捉えるためには、対

対象者ベースでの進捗率を見たほうがいいのではないかと私は考えます。

そこで、個別避難計画策定が必要な対象者ベースでの進捗率を、危機管理統括監に伺います。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 個別避難計画の策定について、今年10月1日現在の状況を県内全市町村に聞き取りしたところ、避難行動要支援者数は合計4万2,854名、このうち個別避難計画の策定が済んでいる方は4,813名で、進捗率は11.2%となっております。

**○山口俊樹議員** 進捗率は約1割。途中までは作成している段階が結構あるというふうに伺っておりますので、もしかしたら数字上はもう少し進んでいるものはあるのかもしれませんが、完成は約1割という厳しい進捗率でございます。

基礎自治体にとっては努力義務ではありますが、命に関わることでありますので、計画をつくる、もしくは本当にその方は計画が必要なのかどうか、これを判断する機会を設ける必要があると思います。

進捗率は厳しい、こういった状況ですので、基礎自治体への支援も含めて検討すべきだと思いますが、宮崎県として、これまでの取組と今後の対応について、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県の個別避難計画の策定につきましては、市町村数、対象者数のいずれも低い状況にありますことから、県では今年度、計画策定済みの県外市町村から実務担当者の派遣を受け、課題解決のための助言をもらう内閣府の事業を活用しまして、計画策定の支援を開始したところであります。

また、今年6月には、県の担当者が県内の全市町村を訪問し、計画策定に係る課題について

聞き取りを行っております。

今後さらに、新たな取組としまして、市町村が行う福祉専門職員や自治会との調整会議のほか、地域の防災活動に対して、県の担当職員や防災士を派遣し、制度の周知や関係機関との連携、要支援者の避難訓練について支援を行うことにより、個別避難計画の策定を加速化してまいります。

**○山口俊樹議員** 現場の声を伺っていて、それに合わせてしっかり対策を打っていきますよという答弁だったと思います。私のほうにも、基礎自治体側からは、マンパワーがそもそも足りないんですよという意見も来ていますので、現場に寄り添った支援の在り方をさらに検討いただけるよう、よろしくお伺いいたします。

続いて、データセンターについて伺います。

行政のデジタル化が進めば、そのデータの保管場所、データセンターの重要性が増してまいります。宮崎県のBCP（事業継続計画）においては、「データセンターについては、万一の被災も想定し、遠隔地に予備機能を持たせるなどの検討を進める必要がある」との記載があります。

そこで、データセンターの現状をお伺いしようと思ったんですけれども、危機管理の関係でどこに保管していますというのはなかなか言えない可能性が高いですよという話を聞きましたので、質問は割愛させていただきます。

担当に状況を確認したところ、県のデータはバックアップも含めて複数箇所にデータ保管がなされているようなので、一定のリスク管理ができていく状況だと判断したいと思います。

しかし、実際に被災した場合を想定すると、県のデータはオーケーでも、基礎自治体のデータが利用できない状態になった場合、十分な災

害対応ができるのかという疑念が出ます。基礎自治体の財政状況や立地特性によっては、安全なデータ保管が難しいというところもあるかもしれません。

そこで、より災害リスクを低減するために、基礎自治体におけるデータ保管について、データセンターを県と基礎自治体で共同利用するなどの支援ができないか、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 議員御指摘のとおり、大規模災害時において、市町村が管理、保管するデータが損失した場合、計画策定や国への報告業務など、県の業務にも一定の影響があるものと考えられます。

このような中、国においては、現在、地方自治体システムの標準化・共通化を目的としたガバメントクラウドの整備を進めており、データの保管方法やバックアップ体制などについても検討がなされております。

今後は、県と市町村で既に実施しておりますネットワーク回線やセキュリティー対策設備の共同利用と併せ、国の動向、安全性、経済性、様々な観点から、より適切なデータ保管の在り方について、市町村と連携しながら必要な検討を行ってまいります。

**○山口俊樹議員** 市町村と連携しながら検討を行っていくということで、災害リスク低減のために、連携できることをしっかりとやっていただきたいと思います。

続いて、災害が起きた際の災害廃棄物の一次仮置場の問題を伺います。

災害廃棄物の一次仮置場というのは、災害廃棄物を分別するために大事な拠点でございます。私は市議時代に、若手議員の会のつながりで、人吉市の市長と意見交換をさせていただき

ました。球磨川の災害を経験したところで、その重要な体験談というのをお話しいただいた際に、災害廃棄物の一次仮置場が非常に重要ですよというお話を伺いました。そこから市議会でも取り上げさせていただいて、議論を深めてきたところでございます。

この一次仮置場は、かなり広大な面積が必要で、その確保が課題となっております。

そこで伺いますが、南海トラフ巨大地震等において、県では、宮崎市における災害廃棄物の一次仮置場の必要面積をどのように想定し、どれくらい確保しているのでしょうか。また、宮崎市が策定している災害廃棄物処理計画ではどのようなになっているのか、県の認識を環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（殿所大明君）** 県の災害廃棄物処理計画において、宮崎市は、国富町、綾町を含めた宮崎・東諸ブロックに分類され、このブロック内の仮置場の必要面積は、災害廃棄物分と津波堆積物分を合計し、77ヘクタールと推計しております。

仮置場の確保状況につきましては、平成30年度に実施した仮置場設置予定地現況調査において、宮崎・東諸ブロックでは、必要面積を超える予定地の回答があったところであります。

また、宮崎市の災害廃棄物処理計画におきましては、災害廃棄物分として最大135ヘクタール、津波堆積物分として35ヘクタール、合計170ヘクタールの仮置場が必要とされております。

**○山口俊樹議員** 今の答弁、皆様、分かりましたでしょうか。県と宮崎市で想定面積が違うんですね。想定ですから、どっちが正しいとかはないかもしれませんが、県は77ヘクタール、宮崎市は170ヘクタールと、数値がかなり違います。

県と宮崎市のそれぞれの計画で、一次仮置場の必要面積に差が生じていますが、県はその要因をどのように考えているのか、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（殿所大明君）** 一次仮置場の必要面積については、県も宮崎市も、災害廃棄物の発生量を災害の被害想定から推計した上で、その推計値に環境省が示す計算式を当てはめて算定しております。

仮置場の必要面積に差が生じる要因は2つあり、1つは、災害廃棄物の発生量について、県は、県の南海トラフ巨大地震等に伴う被害想定を、宮崎市は、宮崎市防災アセスメントの被害想定を基に推計しており、宮崎市のほうが大きいことでもあります。

2つ目は、環境省が示す計算式は複数あり、県と宮崎市で異なる計算式を採用したことによるものと考えております。

**○山口俊樹議員** 発生量の想定と、あと計算方法が違うというのが要因だそうです。意見交換をして、どちらかに合わせてもらえないものかなと個人的には思うところがあります。

結局のところ、仮置場の確保については、広大な土地であるため、宮崎市も含め、具体的な確保ができていない自治体があるというふうに私は聞いています。市議会の答弁でもそのような答弁がございました。

そこで、市町村が一次仮置場の必要面積を確保していくために、県有地の活用を含めた協力ができないのか、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（殿所大明君）** 被災状況によっては、一次仮置場として予定していた場所が使用できない場合も想定されることから、予定地はできるだけ多く確保することが重要であります。

そのため県では、今年度から宮崎県産業資源循環協会内にコーディネーターを設置し、各市町村の仮置場の選定等の支援に取り組んでおります。

現在、県有地の活用につきましては、一部にとどまっておりますので、今後、市町村が一次仮置場予定地を検討する中で、県有地の活用を希望する場合には、候補地ごとに関係部局と調整を図ってまいります。

**○山口俊樹議員** 相談には乗りますよということで進めていただけるという話だったと思います。住民にとっては、その仮置場が市町村のものだろうと、民間のだろうと、県のだろうと、正直重要じゃないわけで、大事なのは、きちんと仮置場が存在できて、運用されるかどうかだと思いますので、基礎自治体と連携して、できる限り協力をお願いいたします。

なお、今回、県と市の計画に違いがあるということも指摘させていただきましたので、今のそれぞれの計画をたたき台にして、一緒に計画をつくっていくということも今後検討していただければと思いますので、よろしく願いします。

続いて、様々な分野の基礎自治体との連携・協力について伺いたいと思います。

まず、高千穂通りの活用についてでございます。

高千穂通りでは、道路空間、歩行者エリアの有効活用に関しての実証実験をこれまで行ってきたと記憶しております。宮崎市から県への要望においても、ウォーカブルなまちづくりに向けて、自転車レーンなどを含めた道路構造の見直しとか、利用の規制緩和につながる「ほこみち制度」の活用などが出ていますけれども、高千穂通りの利活用について、県の考えを県土整

備部長に伺います。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 高千穂通りにつきましては、歩きやすく、楽しく過ごせる道路空間づくりを目指し、国、県、宮崎市、関係団体などで構成する協議会において、歩行者と自転車の分離など、日常的な歩道の利活用に向けた議論を進めているところであります。

このような中、高千穂通り周辺では、NTT広島ビルの再開発や、宮崎市による広島通りの再整備など、まちのにぎわい創出につながる取組が進められております。

このため県では、このような取組をさらに後押しするため、高千穂通りにおいてオープンカフェなどの常設が可能となる「ほこみち制度」も新たに導入することとしております。

県としましては、今後とも、市や事業者などと一体となって、人々が集い、楽しめる、魅力的なまちづくりに取り組んでまいります。

**○山口俊樹議員** 「ほこみち制度」の導入を明言いただきました。ありがとうございます。実務上の難しさもあるかもしれないんですけども、新たな価値を生むために、ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

次に、鉄道の利便性向上の観点から、交通系ICカードの促進について伺います。

WBCキャンプのときだったと思いますが、木花駅などがすごく混雑した様子を皆様も覚えていらっしゃると思います。ぜひ今後の鉄道利用のためにも、交通系ICカードの利用促進を進めていただきたい、設置していただきたいと思っております。

交通事業者が主な実施主体だということは分かるんですけども、観光や県民の利便性向上のために、県が支援するのもありじゃないかなと私は考えているところです。

そこで、ICカードの利用拡大に向けた県の取組について、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 交通系ICカードは、鉄道の利便性向上に大きく寄与するものでありますが、県内で利用可能な駅は、宮崎駅をはじめ12駅にとどまっており、これまで関係機関と連携して、JR九州に対し、利用駅拡大の要望を行ってきております。

一方、スマートフォン等で購入できるデジタルチケットが徐々に普及しているほか、インバウンド向けの対策も必要なことから、本年度は、QRコードやクレジットカード決済に対応した環境整備についても、要望に加えたところでもあります。

県としましては、引き続き要望活動に取り組みながら、駅の利用実態や費用対効果などを踏まえ、より効果的で効率的な決済手段について、沿線自治体等とも検討し、必要な支援を行ってまいります。

**○山口俊樹議員** ICカード以外の手法も含めて研究しますということです。

福岡などではクレジットカード式も出てきていますし、皆さんもQR決済をやられている方も多いと思いますので、浸透してきたからいろんな方法があるんだろうと、なるほどと感心した次第でございます。ぜひ何かしら早期実現を目指していただきたいと思っております。

続いて、県営住宅や職員宿舎の今後について伺います。

宮崎市には大塚台という地域がありまして、宮崎西高校などのそばなんですけれども、その地域には、県営住宅、職員宿舎、教職員宿舎、そして元南警察署の宿舎と、県関係の住宅が集積しております。

宮崎市議から相談を受けたんですけども、



県関係の住宅のうち、入居率が低い、もしくはそもそも入居していない建物が多くあって、治安も含めて住民の方から不安の声があるので、県がどんなふうを考えているのか確認してこないかということでした。

県営住宅、宿舍、それぞれ分けて質問をしたと思います。

まず、県営住宅についてです。

伺ったところ、大塚台団地というのがありまして、昭和50年前後に建設、築50年ぐらいに迫る、17棟510戸から成る団地で、現在7割ぐらいの入居率だそうです。築年数もかなりたっておりますし、入居率もほかの団地と比べてもあまり高くないように聞いておりますけれども、県営大塚台団地の今後の整備方針について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 県営住宅につきましては、住宅の長寿命化と将来的な管理コスト縮減を目的として策定した宮崎県営住宅長寿命化計画において、団地の需要や立地、老朽度などを総合的に判定し、維持管理、建て替え、用途廃止の方針を定めているところであります。

この中で、県営大塚台団地につきましては、建設年度が古く、老朽化が進んでおりますが、立地がよく、利便性が高いことなどから、令和4年6月に改定した長寿命化計画において、建て替えの方針としたところであります。

この方針につきましては、今後、将来の人口減少、世帯状況等に加え、大塚台地区の適正な管理戸数を見極めながら検討することとしております。

**○山口俊樹議員** 建て替えの方針ということでございます。時期や規模はこれから検討ということですが、近隣には、県営住宅のみならず市

営住宅もございますので、県と市で連携していただきたいと思います。

続いて、職員宿舍などです。

概要をお伝えすると、県職員宿舍、教職員宿舍、元南警察署宿舍は全て、昭和50年前後に建設されております。そして、入居率ですが、県職員宿舍が6.3%、3棟あるんですけども、全て新規入居は募集停止中だそうです。教職員宿舍は、入居率27%、4棟あって、うち2棟は誰も入居しておりません。そして元南警察署宿舍、こちらは令和元年、5年前に用途廃止、つまり何年も誰も住んでおりません。

このように、規模としてはそれなりにあるんですが、ほとんど使っていない。さらに新規入居も止めていますので、早く出口戦略を決めて、動き出す段階に来ていると思います。

大塚台地区の職員宿舍の今後の在り方について、これまでの検討状況と今後の方向性について、総務部長に伺います。

**○総務部長（吉村達也君）** 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画において、大塚台地区の職員宿舍は入居率が低く、今後も改善が見込まれないため、建物ごとに計画策定後10年以内を目途に廃止、または集約化を行うこととしております。

このため、隣接する教職員宿舍を管理する教育委員会等と、宿舍の相互利用の可能性など、具体的な建物の集約化の方法等について検討を進めてきたところです。

今年度中に計画の改定を行うこととしておりますので、民間への売却方法等を含めた今後の方向性を明記した上で、スピード感を持って取り組んでまいります。

**○山口俊樹議員** 今年度中に個別計画を改定して方向性を明記しますということですか。スピー

ド感を持ってという答弁でございますが、既に4～5年使わなくなっている建物もあるので、できるだけ早い検討をお願いしたいと思いません。

話を伺うと、用途を廃止しますというのを決めてから具体的な検討に入っていくみたいな流れが実務上の流れみたいですが、せめて用途廃止の検討と同時並行でサウンディング調査をかけるとか、活用可能性を模索する動きをしていただきたいと思います。県の資産を寝かせることなく、できる限り素早く活用していただきたいと思います。

続いて、河川管理について伺います。

今年、頻繁に河川の草刈りの要望を受けました。都度、対応していただいたんですけども、それだけ住民の関心も高いので、状況を確認したいと思いません。

話を伺うと、草刈りは業者さんに委託する以外にも、有志の団体に報奨金を支払ってやってもらうパートナーシップ制度など、幾つかの手法を組み合わせて管理しているようです。

全県下に広げると話がぼやけてしまうので、宮崎市の場合として伺いますが、県管理河川における草刈りの実施方法と河川パートナーシップ事業に係る宮崎市の登録団体数、そしてその人数の推移を、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 県管理河川における草刈りは、自治会などの登録団体が行う活動等に報奨金を支給する河川パートナーシップ事業や、県と協定を締結した民間企業がボランティアで行う河川アダプト制度及び業務委託等により実施しております。

また、宮崎市内における河川パートナーシップの状況につきましては、令和元年度は、登録団体数が175団体、参加延べ人数が約6,200人で

あり、昨年度は、177団体、約6,500人となっております。若干ではありますが、増加しております。

**○山口俊樹議員** 団体数等は微増しているということですが、パートナーシップ制度は、そもそも協力していただいて成立する制度なので、発注者都合、県側都合での管理が難しいという一面もあろうかなと思っております。

ちなみに、パートナーシップ制度などをやめて、県下全域の河川の草刈りを民間への業務委託をメインとした場合、どれくらいかかるのか試算していただいたんですが、約7億円だそうです。なお、現状でも草刈りには約2億円かかっていると伺っております。

このように草刈りに関しては、県側も予算を含めて頭の痛い問題ですし、住民にはニーズがある課題でございます。こうしたところに工夫と民間の新しいアイデアを入れていきたい。

そこでお伺いしますが、河川パートナーシップ事業の今後の取組と草刈りの課題解決について、民間にアイデアを募るような取組ができないか、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 河川パートナーシップ事業につきましては、近年、参加者の高齢化が進んでおり、負担軽減や作業の省力化を図ることを目的に、令和2年度より自走式草刈り機の貸出制度を試行的に導入しております。

また、今年度、燃料代の高騰などを考慮し、活動団体に対してアンケート調査を行い、報奨金の設定金額について検討しているところであります。

今後も進行する人口減少や高齢化の中で、草刈りに関する、さらなる省力化や低コスト化を進めることは大変重要でありますので、新技術

の導入をはじめ、国やほかの自治体の取組状況、また、議員御指摘の民間からのアイデア募集など、様々な角度から検討してまいりたいと考えております。

**○山口俊樹議員** パートナーシップ制度については、試験的な取組を含めて改善を、民間のアイデア募集については、検討いただけるということでございました。ありがとうございます。

宮崎市は、「みやPORT」という公民連携窓口をつくって、民間と様々な連携を模索する取組をしておりますが、そうしたイメージで、担当課ベースでいいので、民間のアイデアを聞く機会をつくっていただければと思います。困っていることは困っているとオープンにして、アイデアを募る。それが民間にとってはビジネスチャンスになることもあるかと思うので、御検討をよろしくお願いいたします。

続いての質問です。

市内の建設業界の方々と意見交換をすると、人手不足だという話題になることが多いです。特効薬になかなかかなり得ないかもしれませんが、まずは、とにかくICT技術を活用していくことが、できることの一つであろうと思います。

そこでお伺いいたします。県では、公共工事におけるICT活用推進のため、ICT活用工事というものをやっているようですが、このICT活用工事の今後の取組について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 県土整備部では、ICT活用工事を平成29年度から開始し、現在、国が示す13の対象工種のうち、9工種で取組を進めており、次年度は1工種拡大することとしております。これまでに127社の企業が取り組み、このうち、受注者による希望は113社で

あります。

県では、さらに多くの企業に参加を促すため、引き続き、必要経費の計上や成績評定の加点を行うほか、国の動向を踏まえ、さらなる工種拡大を検討してまいります。

また、活用を図るため、ICT研修を実施しており、今年度から3次元データ処理研修の追加や、産業開発青年隊への講義を行っており、今後とも内容を充実してまいります。

県としましては、建設現場の生産性向上につながるICT技術の活用を、引き続き積極的に推進してまいります。

**○山口俊樹議員** 基本的には、国が示す対象工種を前提に導入を進めていますということですが。しかしながら、国は13工種を対象にしているんですけども、県は今9工種で、来年にプラス1ということのようです。いろんな課題もあるのかもしれませんが、積極的推進という言葉もいただきましたので、まずは国の13工種まで宮崎県でも拡大していただきまして、さらに欲を言えば、国に先んじて、宮崎県の実情に合わせて工種を拡大してやっていきますよというぐらいの気持ちでお願いしたいと思います。

人手不足のスピードは地方のほうが早いわけですので、できることをどんどんやっていただきたいなと思っているところです。

続いて、教育政策について取り上げたいと思います。

まずは空調設備についてです。9月に坂本議員の質問でもございましたけれども、宮崎県内の公立学校の体育館におけるエアコンの設置率について、全国と比較してどういう状況か、教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県内の公立小・中・高等学校における体育館等のエアコンの設置

率につきましては、文部科学省の調査では、令和4年9月現在、約3%であります。なお、全国では約11%となっております。

**○山口俊樹議員** 宮崎が3%で全国が11%と、かなり差があります。ただ、この数字は、東京都とかが突出して整備が進んでいて、全国平均を引き上げているので、単純比較するとちょっとかわいそうかなというのはあるんですが、進んでいないというのは事実だと思います。

国もこうした状況を鑑みて、今年度から空調設備及び断熱化の工事に関する補助率を3分の1から2分の1に引き上げて、整備の推進を図っているようですけれども、市町村側からすると、やっぱり1校当たり数千万単位の持ち出しが出るので、なかなか進まない状況のようです。

そこでお伺いしますが、国の交付金の補助率が引き上げられたということを受けて、県としても、例えば断熱化部分だけでも補助するとか、市町村の実施する工事に対して支援ができないか、教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 公立学校の体育館にエアコン設置などの環境を整備することは、児童生徒等の熱中症対策や、災害時の避難所となる可能性もあることから、重要であると認識しております。

しかしながら、体育館は大空間であることから、エアコン設置や断熱化などの整備には、多大な費用を要することとなります。

このような中、議員の御指摘にもありましてとおおり、今年度から国の交付金の補助率が引き上げられ、建物の断熱化に関しましても補助対象となり、このことは担当者会議でも周知いたしました。

県教育委員会といたしましては、市町村の工

事に対する支援について、他県の事例を参考にしながら、どのような対応ができるのか研究するとともに、随時、情報を提供してまいります。

**○山口俊樹議員** 結論から言うと、厳しいですよということになるかと思いますが、公立学校の体育館も老朽化してますので、空調設備の投資のタイミングが非常に難しいというのも事実だと思いますし、既存の空調設備ではない手法をそろそろ検討する時期に来ているのかなと感じたところです。

続いて、宮崎県が進めている海外留学支援事業の今後について伺いたいと思います。

私は、この留学支援事業を非常にいいなと思っておりまして、どんどん進めてほしいんですけれども、支援事業のその後についても準備をしておくべきだと思っています。

この事業によって高校生が海外へ関心を持って、国内の大学じゃなくて海外の大学に行きたい、チャレンジしたいという思いを持つ学生がぜひ出てきてほしいなと思いますし、その希望をかなえる体制を早い段階でつくっていきたいと思っています。

そこでお伺いしますが、海外の大学に進学を希望する生徒に対して、学校ではこれまでどのように指導してきたのでしょうか。また、県としてどのように対応していくのか、教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県教育委員会では、県立高校に留学支援担当者を置き、担当者会を通じて、留学情報をこれまで共有・発信してきております。

また、各学校では、海外の大学に進学を希望する生徒に対しまして、その留学支援担当者等を中心に手続を進めております。

さらに、業者による留学関連の研修にも参加し、それらを通して、海外の高等教育機関との連携協定を結び、支援体制を整えている学校もごございます。

今後は、今年度より、取り組んでおります海外留学支援事業によって、留学への機運が高まり、海外の大学に進学を希望する生徒が増えることも想定しております。

そのため、広く県内外の学校から好事例を収集・共有するとともに、相談体制や研修の充実を図ってまいります。

**○山口俊樹議員** 広く県内外の状況も調べて、体制の充実を図るということです。学生が羽ばたきたいと思ったときにしっかりと背中を押してあげられる体制をつくるということは、どんどん応援していきたいなと思います。

続いて、最近、話題となった、高校入試において、月経、生理による体調不良が追試対象になるのかということについて取り上げます。

新聞、全国紙の独自アンケートによる記事で、受験日に月経等が重なり、体調不良になった場合、追試として認められるのか調査したところ、全国の自治体で対応が分かれているという結果が出たそうです。

こうした状況を受けて、現在、文部科学省が追試対象にすべきですよという通知を出す準備をしているという報道もあります。

ちなみに、宮崎県は対象にならないと回答したようですけれども、令和6年度県立高校入試、来年度の入試における、生理などの体調不良者に対する追試験等の対応について、教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 本県の県立高校入試では、学力検査当日に、受検者が生理痛などで体調不良の場合には、別室での受検を認めた

り、面接の際は、その順番を繰り上げて早めに検査を終わらせるなどの配慮を行っております。

また、当日、やむを得ない事情で受検ができない場合には、当該高等学校長が検査に代えて、受検者の不利益にならないよう適切な対応も行っているところでございます。

令和6年度の県立高校入試では、追検査は実施いたしません。入試当日の受検者の体調に関しましては十分な配慮を行い、一人一人が中学3年間の学習成果を発揮することができるよう適切に対応してまいります。

**○山口俊樹議員** 追検査はしないんですけれども、これまでどおりだと思いますが、生理による体調不良については、別室受検などの配慮をいたしますということでございます。体調が悪くなった場合はぜひ活用いただいて、実力を発揮できるようにしていただきたいと思います。

私、何で追試験しないのかなと思ったんですけれども、実はそもそも宮崎県の高校受検に追試、追検査という制度がないみたいなんです。コロナのときは特例でやったみたいなんです。基本は一発勝負になっているみたいです。いろいろ何かできない理由があるのかもしれないんですが、受検は人生がかかってくるので、チャンスはできるだけ与えてあげたい。

そこでお伺いしますが、全国の公立高校入試における追検査の実施状況はどうなっているのでしょうか。また、本県においても追検査を実施できないか、教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 昨年度は、新型コロナウイルス感染症に対応した追検査が、47都道府県中、本県を含む43都道府県で実施されております。新型コロナウイルス感染症以外の要因による全国の追検査の実施状況につきまして

は、把握しておりませんが、本県では実施しておりません。

今年度、本県の県立高校入試では、追検査は実施いたしません、推薦入学者選抜、一般入学者選抜、2次募集選抜を実施するなど、複数回の受検ができるよう、受検機会を確保するための措置を行っております。

追検査の導入につきましては、今後、国や他県の状況等を踏まえながら、公平性の確保や中学校への影響などを考慮し、さらに研究してまいります。

**○山口俊樹議員** 追検査はしていないけれども、受検の機会の確保には努めていますということだったと思います。

ただ、全国の追検査の実施状況、これは把握できていないんですよね。統計データがないということみたいです。ほかの都道府県ではやっているかもしれないし、実は追検査があるほうが多数派かもしれません。

九州だけですけれども、私、入試要項をちょっと調べてみましたが、明確な追試験をやっているのが2つ、後期だけ認めていますよみたいなのが2つ、そして記載なしというのが宮崎を含めて4つということでしたので、状況が分かれております。

これまで平時における追検査については、調査・検討したことがないというような状況だと思しますので、これを機会に調べていただいて、やるべきかどうかの判断をぜひ今後行っていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

教育政策、最後の質問でございます。

国において基金が積み上がっているという指摘がございます。本県も様々な基金を活用しようとして、ちょっとどんなものがあるのかなと

調べてみたんですけれども、その中で「安心こども基金」というものが目につきました。

この「安心こども基金」の現状と今後の活用について、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 「安心こども基金」は、安心して子供を生み育てられる社会づくりを推進するため、平成20年度以降、各都道府県に設置されたもので、使途は国が示す事業に限定され、本県ではこれまで、保育所等の整備やこども家庭センターの設置運営などに活用されています。

今年5月末現在、約9億5,000万円の残高があり、事業期間は原則、今年度末までとなっておりますが、今のところ、来年度以降の取扱いは国から示されておりません。

この基金は、これまで対象事業の追加や事業期間の延長が繰り返されている経緯もありますことから、本県の子育て環境のさらなる充実に活用することができるよう、国に働きかけを行ってまいります。

**○山口俊樹議員** 安心して子供を生み育てられる社会づくりのための基金で、約9.5億円です。すごくお金があるじゃないかと、もったいないと思った方も多いかと思いますが、県が悪いわけじゃなくて、国からの指定事業にしか使えないので、ちょっと使い勝手が……というところもあるみたいです。しかし、9億円オーバーが積み上がっているのはちょっとというふうに感じるところではございます。

本県においては、基金の運用・活用は、基金を所管している部局が主体となっていると聞いておりますけれども、この「安心こども基金」に限らず、ぜひ基金の積極的活用をお願いしたいなと思っております。

また、各基金については、改めて調べた上

で、必要があれば取り上げさせていただきます。

続いて、福祉保健政策について伺います。

本日12月1日は、世界エイズデーということで、様々な取組が世界規模で行われているようです。私も今日、レッドリボンをつけて登壇させていただきます。もちろんエイズに関する取組は大事でありますけれども、最近、感染症の中で特に注意喚起なされているのが梅毒でございます。感染者数が急増していて、宮崎市の場合は5年前の約10倍になっていますよというような話もございました。

そこで、県内における梅毒の発生状況と県の今後の対応について、知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県の梅毒患者報告数は、令和4年が116件と過去最多でありましたが、令和5年は、昨日公表時点で、それを上回る161件となっております。

こうした状況に大変危機感を感じておりまして、今年度の新規事業で感染拡大の注意喚起を行うとともに、保健所での無料・匿名検査を医療機関にも拡充し、検査体制を強化したところでもあります。

今後の対策としましては、街頭キャンペーンによる検査の呼びかけを行うとともに、梅毒の急増や検査情報を掲載したリーフレット等を新たに作成し、市町村や学校、医療機関等へ配布することとしております。

梅毒は自覚症状がないままに感染拡大することや、妊婦の感染により、流産や先天性の障がいを引き起こすこともある深刻な感染症でありますことから、県としましては、福祉保健部を中心に、保健所設置市である宮崎市とも連携をして、梅毒の発生予防、蔓延防止に取り組んでまいります。

**○山口俊樹議員** 既に過去最多の状況になっていて、危機感を持っているという答弁でございました。このまま過去最多を更新し続けるような状況にならないためにも、危機感をぜひトップ自ら、事あるごとに発信いただくようお願いいたします。

現状の感染者のデータを見ると、やはり10代から40代の罹患が非常に多いということです。さらに言うと、性感染症ですので、例えば性風俗関係の方々には感染リスクが高い層だと言えるわけですね。幅広い啓発も大事ですけども、データ上のリスクを鑑みて、伝えるべき層に伝えるほうが効果的だと思います。

そこで、罹患率とか性風俗関係者をはじめとする感染リスクの高い層に対する今後の取組について、改めて福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 罹患率の高い若年層の方に対しては、テレビCMやターゲット層に応じたSNSでの情報発信を行ってまいります。また、感染リスクの高い層に対しては、事業所宛てに直接リーフレットを送付して、検査を受けてもらえるよう呼びかけを行ってまいります。

**○山口俊樹議員** 若年層向けでSNSというのはもちろんのこと、感染リスクが高い層へは、事務所宛てに直接リーフレットを送付する取組を行いますということです。踏み込んだといいますか、ちゃんとターゲットに届けようという意味が感じられる取組だと思います。着実に実施していただきたいと思います。

次に移ります。

今年度、福祉保健部では、多くの計画の改定を行う年度となっております。その改定中の計画の中に盛り込んではどうかというものが2つありますので、取り上げさせていただきます。

まずは、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の対策でございます。あまり聞き慣れないかもしれませんが、たばこなどの影響で肺などがダメージを受けて、呼吸がしにくくなる病気でございます。かつては肺気腫とか慢性気管支炎などと呼ばれていた疾患の総称でございます。今、禁煙していても、昔吸っていた方はそれなりの確率で罹患する可能性があるという、ちょっと厄介な面もあるみたいですよ。

このCOPDですけれども、現在の宮崎県の計画、「健康みやざき行動計画21（第2次）」にも、COPDの認知度向上ということで目標値が定められております。

ここからが本題なんですけれども、COPDについては、認知度の向上以外に、10万人当たりの死亡率についても、きちんと目標に入れたほうがいいんじゃないかという議論が、国などではあるようです。

さらに、宮崎県は、この10万人当たりの死亡率ですけれども、令和3年度が全国ワースト13位と悪いほうなので、死亡率は高かったということになるんですが、令和4年度が全国ワースト4位まで悪化してしまった状況にあるんですね。こうした状況にもあるので、県としても本腰を入れて対策に取り組む必要があると思っています。

そこで、COPD対策について、改定中の「健康みやざき行動計画21（第3次）」において、第2次の計画よりも踏み込んだ記載、死亡率の減少を目標にするとか、そういったことができないのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 慢性閉塞性肺疾患、いわゆるCOPDは、せき、たん、息切れを主な症状とした肺の慢性的な炎症性疾患で、発症原因の50%から80%程度に、たばこの

煙が関与しているとされています。

議員御指摘のとおり、本県の人口10万人当たりの死亡率は、全国平均より高い状態が続いており、死亡者の9割以上を70歳以上の高齢者が占めていることから、今後も高齢化が進む中で、対策を強化していく必要があると認識しております。

このため県では、今年度改定中の「健康みやざき行動計画21」において、新たに死亡率の減少を目標とし、COPDに対する正しい知識の普及啓発やたばこ対策への取組を強化していくこととしております。

**○山口俊樹議員** 新たに死亡率の減少を目標に入れますということでございます。ありがたい答弁でございます。最終的なゴールは死亡率の減少ですので、今後しっかりと具体的対策を打つことをお願いいたします。COPDについて初めて聞いたよという方は、ぜひこの機会に検索などしていただいて、認知していただきたいなと思います。

続いてもう1つ、CKD（慢性腎臓病）についてでございます。

簡単に言ってしまうと、腎臓の機能が低下してしまう病気の総称でございます。この病気は結果として人工透析へつながってしまうので、対策を打つことが大事な病気でございます。

新規で人工透析になってしまう方を減らしていこうという観点からCKD対策を捉えるのが非常に分かりやすいかなと思うんですけれども、今の宮崎県の医療計画だと、新規透析患者への対策としては、糖尿病由来の視点だけの記載になっております。

データを見ると、新規で人工透析となってしまう方のうち、糖尿病が主な要因の方の数とそれ以外の腎疾患による数は、それほど大きな



数の違いがあるわけではないようでございます。もちろん糖尿病性のもはきちんと対策をすると同時に、これまであまり見てこなかったそれ以外の腎疾患のところ、そこを広くCKDと捉えて対策を打っていくと、より効果的に新規の人工透析を防ぐことにつながるんじゃないかなと思っております。

そこでお伺いたしますが、改定予定の第8次宮崎県医療計画において、CKD対策の取組を盛り込むことを検討できないのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 慢性腎臓病、いわゆるCKDは、腎機能が低下する病気の総称であり、症状が進行すると、多くの場合、人工透析治療が必要となります。

新規透析導入患者のうち、糖尿病性腎症を原疾患とする割合が高いことから、現行の医療計画の糖尿病対策の項目において、新規透析導入患者数の減少に向けた取組を推進しております。

一方で、議員御指摘のとおり、糖尿病性に限らず、広くCKD全般への対策も重要でありますので、第8次医療計画でのCKD対策の位置づけを検討しているところであります。

県としては、引き続き、腎臓専門医や医療保険者等の関係機関と連携し、県民への普及啓発や医療従事者への研修、特定健診の受診率向上など、慢性腎臓病対策を推進してまいります。

**○山口俊樹議員** CKDの位置づけを検討、そして対策を推進していきますということで、前向きな答弁をいただきました。

スケジュール的に見ても、かなり計画の策定が進んでいる段階かと思っておりますが、必要性を認識、共有していただいて、盛り込みに向けて動いていただければいいということで、すばらしい

判断をいただいて感謝を申し上げます。ありがとうございます。現在、パブコメをしているようですが、いい計画になることを期待しております。

続いて最後の項目、県有財産の運用等についてでございます。

宮崎県では毎年10月に予算編成方針が公表されるんですけども、今回はこの予算編成方針に記載されている事項を基に、質問させていただきます。

この方針の歳入に関する事項という項目の一つに、財産収入という記載があって、そこには不用遊休財産は積極的に売却を進める旨の記載がございます。この文言は過去の編成方針にも同じようにあるんですけども、そんなにたくさん売れるものがあるのか、現状を確認したいと思います。

実務上だと、不用遊休財産を未利用財産というふうな形で運用しているようですので、そちらの言葉を使いますが、県が所有している未利用財産の現在の状況と、入札後3年以上の長期にわたって売却ができていない財産の状況について、総務部長に伺います。

**○総務部長（吉村達也君）** 県所有の未利用財産につきましては、先月末の時点で、件数が28件、土地の面積が、元日南農林高校実習林の約31万2,000平方メートルを含む約38万平方メートル、職員宿舎跡など建物の延べ床面積が約1万7,000平方メートルであります。

これらの財産については、土地の境界が未確定などの理由により、入札に至っていないものもありますが、入札後の財産については、応札者がなかった1件を除き、全て売却できております。

**○山口俊樹議員** 未利用財産としては28件あり

ますよと、ただ、入札をかけたものについてはほぼ売却ができていますので、長期で売れ残っているものはないですよということのようです。

入札にかけた場合は、現時点で売れているようなので、よかったなと思いますが、今後まだ未利用財産が残っていますので、その売却のためにも、提案を含めて質問したいと思います。

きちんと売却ができた場合はいいんですけども、長期にわたって——例えば3年以上としまししょうか——売却ができない場合、県だけで売却しようとすると思えば限界があると思いますので、不動産仲介会社に手数料等を支払うことを前提に売り先を探してもらおうとか、そうした手段を取るのが効率的ではないかと思っています。

聞いたところによると、そうした事例はあるみたいなんですけれども、明確なルールや手順というものはなくて、都度、判断しているようです。これを機会に、そうした仕組みをつくっていただきたいなと思っています。

入札後、3年以上の長期にわたって売却ができない財産について、今後、売却を進めるための仕組みづくりを検討していただけないか、見解を総務部長に伺います。

**○総務部長（吉村達也君）** 未利用財産の売却に当たり、応札者がなかった場合には、先着順による希望者との随意契約に切り替え、それでもなお、希望者がいない場合には、改めて鑑定評価を行い、おおむね1年後に再度入札を行っております。それらと併せ、県宅地建物取引業協会等へのあっせん仲介の依頼も行っているところです。

今後、未利用財産の売却に当たっては、県宅建協会等や不動産鑑定士の活用を含め、手順を明確に定めた上で、効果的・効率的に行ってまいります。

**○山口俊樹議員** 明確に手順を定めていきますよということでした。

私、6月の質問で、港の土地が長期にわたって売却できていないんじゃないですかということ指摘させていただきました。現在、一生懸命動いていただいていると聞いております。港の土地は担当課が違いますので、売却の手順とかルールも恐らく違うと思うんですけども、今回の未利用財産の対応のように、民間の活用を利用するという手法もあってもいいのかなと思いますので、同じ県庁内で、手順とかメリット・デメリットなども情報共有していただければなというふうに思います。

さて、本日最後の質問でございます。

さきに申しあげました来年度の予算編成方針において、歳入に関する項目で新たに追加されたものがございます。それは「企業版ふるさと納税等の寄附による税制上の優遇措置の積極的な活用による収入確保に努める」という文言でございます。

先日、脇谷議員の質問での総合政策部長の答弁によると、今は1.2億円ぐらいの収入があつて、全国6位であるようですけれども、せっかく予算編成方針に堂々と書いていただきましたので、この機会にぜひ、企業版ふるさと納税にかける思いと、寄附拡大に向けた取組について、知事にお伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 企業版ふるさと納税は、財源を確保するための有効な手段であることに加えまして、フードビジネスやゼロカーボン、スポーツ推進など、分野を示して寄附の受入れを図ることで、単なる資金面での支援にとどまらず、寄附企業とのパートナーシップの構築や官民連携による課題解決にもつながる、大変有用な制度であると考えております。

これまで寄附受入れ分野の拡大や積極的な企業への働きかけを進めた結果、令和4年度の受入金額は約1億2,000万円、全国で6位と上位に位置しておりますが、地方創生に資する事業の効果的な推進に向けて、今まで以上に寄附額を拡大させるため、今回初めて、当初予算編成方針に企業版ふるさと納税の積極的な活用を掲げたところであります。

今後引き続き、さきの県人会世界大会などで得た新たなつながりも生かしながら、本県ゆかりの企業をはじめ、多くの企業に対して、私自ら協力をお願いするなど、全庁を挙げて寄附拡大に努めてまいります。

**○山口俊樹議員** 宮崎県人会世界大会等で得たつながりを生かして、自ら協力をお願いに行くという答弁でございました。

個人のふるさと納税は各基礎自治体がかかなりやっておりますので、企業版を県が狙うというのは、すみ分けの観点からもいいなと思うんですけども、相手が企業ですから、「お願いします」だけではやっぱりなかなか難しいかなと思っております。こういう政策に使いたいんですよ、これを実現したいから御社にぜひ協力してほしいという熱量とストーリーが必要だと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

どうやら5億円から10億円という数字で、都道府県単位での日本一も見えてくるみたいですので、具体的な目標はちょっと定めづらいかもしれませんが、事実は一応お伝えをしておきたいと思います。

さて、本日は、防災、基礎自治体との連携、教育、福祉保健、財産の運用ということで質問させていただきました。全体的に前向きな答弁をいただけたかと思えます。宮崎県がさらによ

くなることを期待いたしまして、私の質問の全てを終わります。ありがとうございました。

(拍手)

**○濱砂 守議長** 次は、山内佳菜子議員。

**○山内佳菜子議員**〔登壇〕(拍手) おはようございます。今日は傍聴席で、手話通訳士さんによる手話通訳も行っていただいております。議会事務局によりますと、議会事務局を通じて手話通訳を傍聴席に配置していただくのは、今回が初めてということであります。誠にありがとうございます。知事、部局長には、傍聴者が希望を抱けるような、前向きな、明快な御答弁をお願いいたします。

知事は「おわりなき聲」という映画を御覧になりましたか。宮崎県聴覚障害者協会が制作されました。自身も聾者である都城市在住の盛田弘さんが監督・脚本を務め、県内の聾者と聴者が協力し、出演し、完成した、約40分の作品です。メイキング映像も含めて、ぜひ御覧いただきたいと思います。

映画は、主人公の男性が出産を控えた妻と朝御飯を食べる場面から始まります。その数分間は字幕もなく、手話だけで会話が進みます。2人は、手だけでなく、身ぶり手ぶりも交えて表情豊かに意思疎通を図ります。そこで観客は、手話とは、音を使わないだけでなく、日本語と違って、文法も表現方法も異なる一つの言語なのだと思います。そして、観客は何を話しているか分からない、そのような状態が数分間続きます。

私たちにとっては、映画を見ている間だけの数分間ですが、聾者にとって、聞こえることが前提の現在の社会は、何を話しているかが分からないことのほうが日常となっているのが現状ではないでしょうか。

2006年、国連が障害者権利条約を採択し、手話を言語として定義、その後、日本でも、障害者基本法の改正、鳥取県をはじめとした手話言語条例の制定が行われ、2022年には障がい者の情報格差解消を目指す「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されています。法整備は進んでいますが、社会や制度はまだ追いついていないのが現状です。

一つの契機になったのは、新型コロナウイルス感染拡大です。NHKの調査によると、知事の会見での手話通訳は、感染拡大前の2020年3月時点では、鳥取など11道県だけでしたが、リアルタイムの情報を、命に関わる情報を手話で伝えてほしい、そのような要望を受けて、感染拡大後は全ての都道府県が導入に至りました。

本県も、2019年には手話言語条例を制定していましたが、手話通訳がついたのは2020年5月から、宮崎県聴覚障害者協会の要望を受けた次の月のことでした。九州で導入したのは本県が最後だったようです。

新型コロナの5類移行後、公的な会見やテレビ画面から手話を見る機会が減ったように感じます。知事会見に手話通訳をつける意義を知事はどのように考えていらっしゃいますか。

そこで伺います。知事の定例記者会見における手話通訳について、今後も継続する方針か、知事の考えを伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、その後の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

知事定例記者会見は、私自ら県政の重要事項を発表し、報道機関からの質問にお答えする、大切な情報発信の場と考えております。手話通

訳につきましては、会見を通して、リアルタイムに、より多くの方に必要な情報がしっかり伝わるよう、それまでも準備・検討を進めてきたところではありますが、御指摘がありましたように、コロナ禍をきっかけとして、令和2年5月に導入したところでもあります。

また、昨年8月には、インターネットでライブ配信を行っている会見動画に字幕をつける取組も開始したところでもあります。

御質問の中にあつた映画は、まだ見ておりませんが、ぜひとも見てみたいという思いがしております。アメリカのアカデミー賞作品賞を受賞した「Coda コーダ あいのうた」が私は大好きで、3回見ておりますが、これも聴覚障がいの方、さらにはヤングケアラーの課題も込められたすばらしい映画であり、聴覚障がいを抱えた方の生活をしっかりと訴え、またいろんな課題というものを受け止めたところでもあります。

聴覚障がい者をはじめ、県民の皆様の安全・安心で心豊かな暮らしにつながるよう、迅速に分かりやすく情報発信を行っていくことは大変重要であると考えておりますので、知事定例記者会見における手話通訳につきましては、今後も継続してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○山内佳菜子議員 継続されることが確認できて安心しました。字幕がついているなら手話はなくてもいいのではと思う方もいらっしゃるかもしれませんが、しかし、手話を使う方にとって、字幕だけの会見は、英語の字幕で見ると難しいと表現する方もいらっしゃいます。

宮崎市は、5月から市長会見の内容をまとめた動画を字幕つきで公開していますが、要望を受けて、11月から手話もつけているようです。

手話言語条例でも、全ての障がいのある人は、手話を含む言語、その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保され、その機会の拡大が図られなければならないと明記されています。

そこで質問します。手話言語条例制定後の県の取組について、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 県では平成31年4月の条例施行後、手話等普及促進条例推進事業により、点訳・朗読奉仕員、手話通訳者などの人材養成や点字等による新聞情報等の提供などに加えて、新たに、視覚障がい者を支援するICTサポーターや、失語症者の意思疎通支援者の養成のほか、手話通訳者及び要約筆記者の派遣等に取り組んでまいりました。

県としましては、様々な障がいにより意思疎通に支障のある方が、地域で生活を営む上で必要な支援を受けられる体制を整備するため、関係団体等と連携しながら、引き続き取り組んでまいります。

**○山内佳菜子議員** 今、御説明をいただいた手話等普及促進条例推進事業についてですが、14事業で構成されていると伺っています。ただ、そのうち、条例後に新たに取組んだものは4事業だけです。条例前から続いていた事業の看板の掛け替えのような事業もございます。

「条例はできたものの、眠っている」と表現された方もいらっしゃいます。条例を生かさない手はありません。

鳥取県は、障がい者を含めた共生社会を掲げる中、全日本ろうあ連盟の要請を受け、全国で初めて手話言語条例を制定しました。聴覚障がい関係の予算が、条例制定の10年後には約4倍の2億2,600万円に増加。県内の公共機関にタブレット端末を置いて、遠隔から手話通訳を行う

事業など、先進的に取り組んでいます。

なぜこれほど進んでいるのかを鳥取県に尋ねました。日頃から当事者や聴覚障害者協会から意見をいただく機会も多く、反映できるよう努力している、何より平井知事が学生時代から共生社会に非常に協力的だった、力を入れていたというようなお話でした。この姿勢は、河野知事が掲げる対話と協働をまさに体現しており、宮崎でもできることだと確信しております。

続いて、手話を守るためには、手話通訳士、手話通訳者を守ることが不可欠です。

質問いたします。県内の手話通訳士、手話通訳者の現状及び育成・確保に向けた県の取組について、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 手話通訳士につきましては、厚生労働省令に基づき、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する手話通訳技能認定試験に合格した者が登録を行っており、昨年度末時点で、県内の登録者数は30人となっております。

また、手話通訳者につきましては、県が実施する養成研修を修了した者のうち、社会福祉法人全国手話研修センターが実施する手話通訳者全国统一試験に合格した者が登録を行っており、昨年度末時点において、県内の登録者数は121人となっております。

県としましては、関係団体等と連携しながら、手話通訳士を目指す方を対象とした講座や手話通訳者の養成に関する研修の実施により、今後とも育成・確保に努めてまいります。

**○山内佳菜子議員** 手話通訳者の中でも、知事会見や裁判の通訳は手話通訳士でなければできません。宮崎県聴覚障害者協会によると、手話通訳士30人の中には県外転出者もいて、実際に活動できるのは18人程度に過ぎません。4年後

の障スポや南海トラフ巨大地震などの災害に対応できるのかと不安の声も上がっています。

同協会は2019年度、県内の手話通訳士などに調査を行っています。回答者102人のうち、平均年齢は57.9歳と、全国と同様、高齢化も進んでいます。

課題は身分保障です。病院通訳や講演会の通訳などで活動時間は1日2時間程度、1時間1,600円～3,500円の時給では生計を立てられません。そのため、主婦や非正規雇用で活動する女性が多く、男性は協会職員などわずか6.6%です。

鳥取県では、育成にも力を入れており、受験料2万2,000円のうち、半額を補助する事業を始めました。

そこで伺います。ほかの自治体の事例を踏まえ、本県においても手話通訳技能検定の受験料助成に取り組むことはできないか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 「手話等の普及及び利用促進に関する条例」における目的である「言語としての手話の普及」の促進を図るため、県内で活動する手話通訳士を育成・確保する取組は大変重要であると考えております。

県におきましては、現在、手話通訳士を目指す方を対象とした講座を実施しており、他県における取組事例も調査しながら、引き続き手話通訳士の育成・確保に向けて取り組んでまいります。

**○山内佳菜子議員** ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

手話通訳士の育成は急務です。それと同時に、今、必死に頑張っている手話通訳者、聾者の身分保障、負担軽減に向けて、タブレットやテレビ電話を活用して、遠隔から手話通訳や養

成講座を行うなどといった工夫も必要です。

このテーマの最後の質問です。

手話言語条例は、手話だけの条例ではありません。どんな障がいがあっても、どこに住んでいても、意思疎通を図るための手段を選ぶことができる社会を目指す条例です。情報を保障することは、人権や命を守ることそのものです。

そこで伺います。聴覚障がいなど様々な障がいを抱える方が必要な情報を取得できるよう、県としてどう取り組むのか、知事に考えを伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 障がいのある方にとりまして、意思疎通のための手段は、手話、点字、音訳、筆談など多岐にわたりますが、障がいのある方が必要なときに必要な情報を取得するためには、障がいの特性に応じて自ら意思疎通の手段を選択できること、そのような環境づくりが大変重要であります。

このため県では、「手話等の普及及び利用促進に関する条例」に基づき、手話通訳士などの人材育成や啓発活動、様々な意思疎通の手段を用いた情報の発信等に取り組んでいるところであります。

今、様々な御指摘を受け、他県の状況等も御紹介いただいたところであります。今後とも、しっかりとそういったところを参考にしながら、関係団体等と緊密に連携しながら、障がいのある方が安全・安心で充実した生活を営むことができ、障がいの有無にかかわらず、全ての県民の意思疎通が円滑に行えるよう取り組んでまいります。

**○山内佳菜子議員** ありがとうございます。

今後、高齢化によって、様々な障がいとともに生きる人が増えていきます。

御両親が聾者であり、手話通訳士を務める宮

崎県聴覚障害者センター所長の満平一夫さんは、こうおっしゃっています。「伝えるということは、その人が生きてきたあかしを残すこと。聞こえないから仕方がないと、いろんなことを諦めさせられてきて、生きていても仕方がないと言う人もいます。手話言語条例をつくって終わりではない。条例を生かして、障がいがある人もない人も、ああ、生きていてよかったと心から思える社会に変えることが大事」。手話言語条例の理念の実現を強く要望して、次の質問に移ります。

子育てを楽しいと感じられる宮崎を目指す立場から、7問、質問します。

宮崎市内のお母さんから公式LINEにいただいたメッセージです。ありがとうございます。

現在1歳5か月の双子を育てています。常々1人で双子を連れての外出は大変だと感じており、昨年8月に宮崎県へ、県民の声として、多胎家庭のおもいやり駐車場の利用期間を延長できないか質問しました。しかし、県からの回答は、「制度の対象となるか否かは、高齢者、障がい者など歩行困難の程度を基準としており、支援が必要な方に円滑に駐車場を御利用いただくためのもの」とのことでした。歩くのが大変な高齢者は対象なのに、歩けない子やよちよち歩きの子は対象ではないのが疑問に感じます。

この1年で、他の県では多胎児は数件ですが、利用延長がある県がありました。多胎児家庭はマイノリティーで、外に出てもめったに出会うことがありません。しかしそれは、外出の困難さから来ているのではないかと疑問に思い始めました。今、多胎児を育てている人、これから育てる人のためにも、おもい

やり駐車場の期間を延長したいです。ただ、署名を集めるなど、私では到底できません。マイノリティーな問題故、やはり1人の声では難しいでしょうか。

という御意見です。双子を育てながら、このような丁寧なLINEを送ってくださったお母さんのことを思うと、胸が締めつけられます。

そこで質問いたします。県内におけるおもいやり駐車場の現状について、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** おもいやり駐車場制度は、商業施設等における障がい者等用の駐車場について、障がい者や高齢者、妊産婦等で歩行が困難と認められる方に利用証を交付し、駐車場確保を図る制度で、今年10月1日現在、県内1,202施設において3,002区画の利用が可能となっております。

区画数には限りがありますことから、利用証の交付に一定の基準を設けており、前年度末時点の交付者数は、車椅子利用者が7,362人、車椅子利用者を除く障がい者、高齢者等が2万3,976人、妊産婦等が8,263人で、合計3万9,601人となっております。

なお、妊産婦につきましては、他県では多胎児の保護者の利用期間を延長している事例もあると承知しておりますが、本県では、産前4か月から産後3か月の方を対象としております。

**○山内佳菜子議員** 例えば河野知事の出身地、広島県では、多胎児は産後3年、多胎児でなくても2年まで延長しています。

そこで伺います。多胎児を育てる保護者について、おもいやり駐車場の利用期間を拡大する考えはないか、知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** おもいやり駐車場につきましては、事業者等の協力によりまして、そ

の数も徐々に増えてはおりますが、一方で、利用証の交付者数も増えておる状況でございます。こうした駐車区画に限りがありますことから、交付に当たって一定の基準を設けているわけでありまして。

この制度は、協力いただいている施設や駐車場を利用する方々など、皆様の思いやりを基本に成り立っておりますことから、県としましては、引き続き、県内の事業者等に対しまして、その趣旨を広く周知し、御協力をお願いするとともに、県民に対しまして適正な利用を呼びかけ、駐車区画の十分な確保につなげてまいります。

なお、利用対象者等の範囲につきましては、他県における事例を調査し、関係団体等の意見を伺いながら議論を深めていくこととしておりまして、おもいやり駐車場を真に必要とする方が安心して利用できるよう、引き続き取り組んでまいります。

**○山内佳菜子議員** 駐車区画に限りがあるというお話でしたが、九州内で、佐賀県では、多胎児は産後1.5年まで延長されています。佐賀県に聞いてみました。佐賀県の協力施設は1,912施設、区画数は把握されておりません。利用証の発行は本県の倍以上の約8万5,000件に上ります。それでも延長に踏み切った理由は、「子育てし大県」を掲げる佐賀県として、多胎児サークルのお母さんと意見交換を行う中で、要望が出たことを実現したということでした。

県は、少子化対策を検討する有識者会議「未来につなげる少子化対策調査事業研究会」の協議を始めました。有識者の声も大事ですが、今まさに困っている、アイデアを持っている子育て世代の声を反映する手法も考えるべきではないでしょうか。

続いて、都道府県単位では本県が全国初となった、おむつのサブスク事業の現在の取組状況を福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** この事業は、保護者や保育士の負担軽減を図るため、保育施設でおむつの定額利用支援等に取り組む市町村を支援するモデル事業であります。10月以降、5市町村が取り組んでいるほか、3町村が年度内の開始に向け、準備を進めております。

実施市町村からは、保護者にとっては、おむつの持参や名前の記載などの負担が、また保育士にとっては、おむつの管理等に係る負担が軽減されたと、おおむね好意的に受け止められているところです。

引き続き、保育現場の声を伺いながら、保護者や保育士等の負担軽減に取り組んでまいります。

**○山内佳菜子議員** おおむね好調ということを知り、ほっとしております。

同じく、本年度からスタートした病児保育利用促進事業の現状と今後の課題、取組を、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 県内の病児保育施設は年々増えているものの、利用者数は横ばいであることから、施設の利用促進を図るため、県では病児保育利用促進事業を10月から開始したところであり、現在、16市町村が利用料の実質無償化に取り組んでおります。

事業開始以降、一部市町村の施設において、利用者の増加が見られますが、インフルエンザの流行と時期が重なっており、現時点でその要因やこの事業の課題を判断するのは難しいと考えております。

安心して子育てができる環境の充実を図るため、引き続き市町村と連携しながら、事業の適



切な運用に努めるとともに、新たな施設の設置についても進めてまいります。

**○山内佳菜子議員** まだ始まったばかりということなので、私も今後も引き続き注視してまいりたいと思います。

4月から病児保育無償化に取り組んでいる福岡県では、利用が増えて予約が取りづらい状況となり、12月県議会には、病児保育の受入れ枠を増やすために、施設整備支援として7,000万円余りを計上しています。利用促進や施設増加に向けた、さらなる施策推進を強く求めます。

次に、先月12日付、宮崎日日新聞でも取り上げられた放課後児童クラブの食事提供について質問します。

共働きで子育てを頑張る宮崎市内のお母さんから、「夏休み中に毎日お弁当をつくることは本当に大変だし、最近猛暑で食中毒も心配です。昼食提供があると、保護者の負担が軽減され、仕事や育児にその分、専念できます」との御意見もいただいております。

こども家庭庁も保護者のニーズは高いとして、地域の実情に応じて昼食の提供を検討してほしいと呼びかけており、5月には全国調査も行われたようです。

そこで質問いたします。国が実施した放課後児童クラブの食事提供状況の調査について、調査結果を福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 国が行った長期休業中の昼食提供に係る調査結果によると、本県において、今年5月1日時点で昼食提供の状況を把握しているのは14市町村であり、この市町村の放課後児童クラブ72か所のうち、昼食提供を行っているのは4か所で、約6%となっております。

なお、全国では、市区町村が状況を把握して

いる放課後児童クラブのうち、昼食提供を行っているのは約23%となっております。

**○山内佳菜子議員** 本県はわずか6%と、全国の23%を大きく下回っています。生み育てやすさ日本一を目指す宮崎としては、昼食提供を後押しすべきではないでしょうか。

そこで伺います。放課後児童クラブの長期休業中の昼食提供について、県の考えを福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 放課後児童クラブの運営は、国の基準や指針等に基づき、実施主体である市町村が条例や要綱等を定め、地域の実情に応じて実施するものであります。

放課後児童クラブにおいて、長期休業中に昼食提供を行うことは、保護者の負担軽減につながることを期待される一方で、食物アレルギーや食中毒に対する配慮に加え、昼食提供に係る人員の確保等、多くの課題があると考えております。

このため、県としましては、長期休業中の昼食提供について、他県の取組事例の情報収集や市町村との意見交換等を行ってまいります。

**○山内佳菜子議員** 宮日新聞の調査によると、今後の昼食提供について、県内の10の市町が検討中と回答しています。また、記事の有識者のコメントでも、事業所任せにせず、安全に昼食提供ができるように、自治体は安全管理マニュアルを策定し、積極的に活用を促すよう努力すべきだとも提案されております。安全な昼食提供に向けた取組の推進を県に強く求めて、次の質問に移ります。

共働き世帯が7割に上る中、子育てしながらの働きやすい環境づくりは大切です。県は様々な登録制度などを設けていますが、質問いたします。

「仕事と生活の両立応援宣言」登録制度と「働きやすい職場「ひなたの極」」認証制度について、各登録認証企業等がそれぞれの取組状況を自己評価及び他者評価する仕組みはあるのか、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（丸山裕太郎君）** 県では働きやすい職場づくりを推進しており、今年11月1日現在、「仕事と生活の両立応援宣言」の登録企業は1,499件、「働きやすい職場「ひなたの極」」の認証企業は58件となっております。

自己評価については、両制度とも企業自身で取組状況や従業員の声などを確認し、県まで報告いただいております。その中で、「宣言から年数がたち、意識が薄れている」などの声もあることから、継続的な取組など必要な改善を促しているところです。

なお、これらの制度は推奨制度であり、他者評価は求めておりませんが、「ひなたの極」については、3年ごとの認証更新時に、県が改めて審査項目に沿った確認を行っております。

**○山内佳菜子議員** 「宣言内容に対して、実際に働いている従業員がどう感じているのかということも大事ではないか」という御意見もいただいております。理解を深めるためにも、ぜひ御検討ください。

以上で子供についての質問を終わり、教育に関する質問に移ります。

先月27日、1型糖尿病の子供や家族でつくる団体、ヤングフェニックスはまゆう会が県に要請書を提出しました。提出に訪れた糸平副会長は、12歳になる患者の娘さんとの日常生活をユーモアを交えてインスタグラムで紹介、フォロワーは1万6,000人に上るインフルエンサーで、再生回数200万回以上の動画もあり、多くのメディアで報道されました。

食前・食後のインスリン注射も、今は自動で注入してくれる小型ポンプもあるなど、医学の発達で負担は軽減されているようです。

全国の患者組織、日本IDDMネットワークは、正確な知識さえあれば、学校生活にも教育にも何の制限も要らないと説明しています。しかし、体調の変化を恐れて、学校行事への参加を制限したり、保護者同伴を条件としたりするなど、学校や教職員によって対応に差がある中、大人の知識で子供の将来や可能性を狭めないでほしいと、教職員への研修の充実やサマーキャンプへの積極的な参加を求めています。

そこで質問いたします。1型糖尿病に係る教職員向けの研修充実の要請について、どのように考えているのか、教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 1型糖尿病を含めた児童生徒が抱える病気につきまして、教職員が理解を深め、丁寧に対応することは、大変重要なことであると認識しております。

教職員に向けた研修は様々な内容で行っておりますが、これまでも新規採用者に対する保健教育や保健管理の研修の中で、1型糖尿病の生徒の課題把握や支援等について、事例の一つとして取り上げてきております。

今回の要請を受けまして、教職員の適切な対応につなげるため、改めて研修における具体的な事例の伝え方を研究する、よい機会になったと考えております。

**○山内佳菜子議員** ぜひ活用いただきたいと思います。糸平さんのように、子供でも分かりやすく、楽しく伝えてくれる当事者がいることは、宮崎にとって財産です。はまゆう会の経験、日本IDDMネットワークが公開している教職員向けのマニュアルや動画も活用して、児童生徒、保護者、教職員へ、正しい知識と理解

を広げていただくように求めます。

1型糖尿病だけではなく、小児がんや高次脳機能障がいなど、医療的な支援が必要な児童生徒はほかにもいます。

そこで質問いたします。公立小中学校における全ての医療的な支援が必要な児童生徒が、安心して学校生活を送れるよう、県としてどのように取り組んでいくのかを教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 公立小中学校における医療的な支援が必要な児童生徒への対応につきましては、職員会議等において、子供の病気や病状、対応の仕方等を正しく理解するとともに、指導上の配慮事項や緊急時の連絡体制を確認するなど、全職員で対応する体制を整えております。

また、子供や保護者の心のケア、進学先への引き継ぎ等につきましては、病院等の関係機関や市町村教育委員会と十分に連携し、可能な限り、子供や保護者に寄り添った対応に努めております。

県教育委員会といたしましては、様々な病状を抱える子供が、どの学校においても安心して学校生活を送れるよう、学校や市町村教育委員会に対する情報提供や研修の充実に取り組んでまいります。

**○山内佳菜子議員** 私の元に、学校の理解不足についての相談もいただいております。「この先生、この学校だからよかった」ではなく、一部の教師や学校の資質、熱意に依存せず、どの教師、どの学校にいても、児童生徒が希望する学校生活を送れるように、属人的ではなく、組織化・普遍化された対応の実現を強く求めて、次の質問に移ります。

不登校についてです。この11月定例会で登壇する18議員のうち、私を含む少なくとも9議員

が取り上げるほど、関心の高いテーマです。

私が驚いたのは、宮崎は何の支援にもつながっていない不登校児童生徒の割合が高いという点です。

県によると、県内の不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等、民間も含まれますが、そこで相談支援などを受けている児童生徒の割合は、令和3年度時点で小学生54.1%、中学生47.7%、裏を返せば、何の支援にもつながっていない割合が5割に上ります。全国が4割ということですから、宮崎は高く、担当課も、この点が課題であり、だからこそフリースクール等との連携を強化したいと、取り組んでいただいているところでは。

そこで質問します。フリースクール等との連携に関する今後の県の取組について、教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 不登校対策には、誰もが安心して学ぶことができる魅力ある学校づくりを進めると同時に、児童生徒の状況によっては、フリースクール等とも連携し、多様な学びの場や居場所を確保していくことも大変重要であると認識しております。

県教育委員会では、昨年度から県内フリースクール等への視察や意見交換を行い、本年10月には、市町村の関係者も含めた連絡協議会を開き、その中で、今後の連携の在り方を協議したり、国の出席扱いの要件等を示したところであります。

今後、情報を整理し、県と市町村との役割を明確にするなど、フリースクール等との円滑な連携に取り組んでまいります。

**○山内佳菜子議員** フリースクールと市町村教育委員会が協議する場ができたのは、宮崎県では初めてのことで、非常にありがたいと思って

おります。

次に、フリースクールを運営される方や保護者の関心が高いフリースクールの出席扱いについて、市町村で対応に大きな差が生じないように、県としてどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** フリースクールを利用している子供の出席扱いにつきましては、国の示す要件を基に、市町村教育委員会と当該校の校長が協議し、一人一人の子供の実情に応じて、校長が判断することとなっております。

県教育委員会といたしましては、市町村の担当者を対象とした研修会におきまして、出席の取扱いについて周知し、市町村のそれぞれの事例について情報共有を行っております。

今後も適切な対応が行われるよう、市町村教育委員会と連携してまいります。

**○山内佳菜子議員** 「市町村間で既に対応に差がある。県内で一定の方針をつくるべきだ」という意見もあります。市町村教育委員会の対応の差が教育格差につながらないように、県の役割をしっかりと果たしていただきたいと思えます。

フリースクールについては、都市部では人口も多く、ビジネスとして成立しますが、地方では利用者は少なく、民間団体がほぼボランティアで受け入れるか、高額な利用料を設定しないと運営が厳しいのが現状です。

そこで質問します。フリースクール等への補助を県教育委員会として行う考えはないか、教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 他県の例を見ますと、公教育に準ずる教育活動を行う機関として適切であるか、政治的・宗教的中立性があるかなどの要件を設けて、フリースクール等の審査

を行っております。一方、補助には、行政による指導・監督を受ける必要もあります。

県教育委員会といたしましては、今後も国の動向を注視しながら、フリースクール等にどのような支援ができるのか、他県への情報収集も含め、研究してまいります。

**○山内佳菜子議員** 御説明があったように、福岡県では、要件をつくった上で、フリースクールへの補助を実施しています。福祉、私学部門、関係部局で研究を進めて、子供たちの教育の機会を確保するための必要な経費なんだという認識を持って、実態に沿った支援を強く求めたいと思います。

フリースクールにとどまらず、県内では、NPO法人、自治会、障がい者団体などを含む住民による非営利なグループ、つまりNPOが課題解決のために活動しています。先日からクラウドファンディングのお話も出ていますが、皆さんが御苦勞されているのが活動資金の確保です。担当課に相談に行くと、「自走が原則」と説明されます。自走できるならば、企業がビジネスとして取り組んでいるのではないのでしょうか。採算が合わない、行政の手も届かないところを担ってくれているのがNPOです。

佐賀県の山口知事は、「自発の地域づくり」を掲げ、その地域づくりを支えるために活動資金を集める仕組みをつくって、NPO活動を応援しています。ふるさと納税をする人が、寄附したい活動団体を指定できる仕組みです。2022年度時点で113団体が登録し、7億2,000万円に上る寄附が集まり、災害支援など様々な活動に活用されています。宮崎でも自走のための仕組みとして取り入れていただきたいのですが、いかがでしょうか。

そこで質問します。ふるさと納税制度を活用

して、地元で活動しているNPOを支援することができないか、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** NPOは、地域における社会貢献活動や地域の課題を解決するため、社会的使命を持ち、県民が主体となって継続的な活動を行う重要な役割が期待されております。

このため県では、地域課題の解決に向けて県と協働するNPO等への活動資金を補助するとともに、みやざきNPO・協働支援センターを設置し、助成金獲得のための研修の実施や相談対応、寄附につながる活動内容の情報発信に関するアドバイスなど、活動が継続して行われるための必要な支援を行ってきたところであります。

議員お尋ねのふるさと納税を活用したNPOへの活動支援につきましては、支援の効果や課題など、他県の状況も参考にしながら、必要な調査・研究を行ってまいります。

**○山内佳菜子議員** ぜひ研究を進めていただきたいと思っております。11都道府県が導入済みです。この仕組みで、行政サービスだけでは抜け落ちてしまう部分を担うNPO活動の支援を協働の形で一緒に考えて、県にも行動していただくことを求めて、次の質問に移ります。

次は、女性をテーマに3問、質問します。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が来年4月から施行されることに伴い、女性支援に関し、民間との連携がより一層重要となりますが、現在の取組や今後の連携の在り方について、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** いわゆる困難女性支援法では、民間団体等との協働による切れ目のない支援の実施が基本理念として掲げられております。

県ではこれまで、DV被害者保護支援ネットワーク会議において、民間団体等と連携を図っており、今年度は、DV被害者のための民間シェルターの環境整備を支援しているところであります。来年度には、この会議を法律上の支援調整会議へ移行するとともに、女性支援の中核を担ってきた女性相談所が、民間団体等との主たる調整機関として、さらに大きな役割を担うこととなります。

民間団体との連携はより重要になると認識しておりますので、民間団体や関係機関との意見交換など、連携を一層深めながら、女性支援に取り組んでまいります。

**○山内佳菜子議員** 民間シェルターへの助成は非常に好評です。心より感謝を申し上げたいと思っております。

困難を抱える女性にどのような支援が必要かを判断し、民間を含む関係団体・機関にどうつないでいくかなど、女性相談所の役割は今後一層、重要性を増します。現場を知る民間団体の意見をよく聞き、良好な関係を築くことが、宮崎の女性支援には不可欠です。女性相談所の改革を強く求めて、次の質問に移ります。

女性が働く環境整備を確認する視点から、本県の女性消防職員数の現状を危機管理統括監に伺います。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 本県の女性消防職員数は近年、増加傾向にあり、今年4月1日現在16名で、全消防職員に占める割合は約1.3%であります。

一方、全国の女性消防職員の割合は、昨年4月1日現在で約3.4%となっており、本県は全国と比べると低い状況にあります。

**○山内佳菜子議員** 増えていると言っても1.3%、全国の3.4%に対しても大きく下回っていま

す。また、国が掲げている2026年度までに5%の目標達成も厳しい状況です。

県内には10の消防本部がありますが、そのうち5つの消防本部は女性がゼロ、過去の受入れ実績もありません。そのような公務員離れが続く中でも、消防職員は人気で、女性の応募者も増えているようです。ただ、施設整備が追いつかず、女性職員の寝室対応ができない間は、日勤で対応する消防本部もあるようです。

私は先週、消防職員の皆さんが訓練を受ける県消防学校の寮を見学しました。宮崎市郡司分館にあり、築40年近くと老朽化が進んでいます。同じ県の施設である農業大学校や警察学校の寮は男女別々の建物ですが、消防学校は建設当時、男性だけが入ることが前提となっており、男女同じ建物、しかも隣り合った部屋で、20年ほど前に壁とドアを設置して区切っただけです。女性部屋は4人相部屋の1部屋だけで、同時期に4人以上女性がいる場合の対応はどうなるのでしょうか。早急な対応が必要です。

そこで質問します。県内消防本部と県消防学校における女性消防職員の受入れ環境について、危機管理統括監に伺います。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 消防・防災体制の充実を図る上で、女性消防職員が活躍できる消防現場を実現することは大変重要であります。このため、県内消防本部では、女性職員の配置を想定した新庁舎の建設や、女性専用の仮眠室、浴室等の整備を進めております。

また、県消防学校では、学生寮を一部改修し、女性専用の部屋を設けるとともに、小浴場を女性用とするなどの対応を行っているところであります。

しかしながら、女性消防職員が使いやすい消防機材等の導入や働きやすい環境の整備はまだ

十分とは言えない状況でありますので、今後とも、県内消防本部と連携しながら、積極的に改善を図ってまいります。

**○山内佳菜子議員** 積極的な改善が急務です。また、消防本部への支援も県の大切な役割だと考えます。消防本部は人手不足の中、消防、救急、災害、現場の第一線で県民の命を守ることで忙殺されています。施設整備や装備品などには財政支援を、また、女性が育休などを取得しやすい職場環境の整備方法や四日市市消防本部のような先行事例を情報提供して実施をサポートするなど、ソフト面の支援も有効です。県全体の底上げを強く求めます。

最後に、文化の視点から2問、質問します。

群馬県の山本知事は、温泉文化のユネスコ無形文化遺産への登録に向けて活発です。応援する知事の会や議員連盟も発足しており、知事のリーダーシップ、発信力、政治力も必要な要素です。河野知事の手腕に期待しています。

さて、本県の神楽のユネスコ登録について、足元での取組はいかがでしょうか。ユネスコ登録の対象はあくまでも国指定文化財の神楽だけです。県内で国指定の神楽は4つだけですが、指定を受けていないものも含めて、宮崎には200余りの神楽があり、県民にとっては、その全てに価値があり、守りたいものだと、私は確信しております。

國學院大学の小川直之教授は、宮崎日日新聞のインタビューで、宮崎の神楽について、「多様性の中に日本の文化や宗教がどう展開していったかが反映されていて、歴史的な流れを考える上で、すごくいい場所。舞の質の高さも誇れる」と評価されています。

そこで質問します。国指定神楽のユネスコ無形文化遺産登録を見据え、県内で継承されてい

る全ての神楽に対する今後の取組と知事の思いを伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 県内には現在、国指定を含めて203の神楽があり、その多くは後継者不足などの悩みを抱えながら活動を続けておられます。

私も現地の神楽を訪れ、振る舞いをいただきながら夜通し鑑賞したこともあります。先日は椎葉の榊尾神楽に行ったところですが、あの雰囲気 genuinely 大好きです。あそこで舞われている舞だけではなく、焼酎や振る舞いを楽しみながら、そして会話を楽しみながら、先日の榊尾神楽では、その舞と舞の間に、そばに座って見ていた高齢の女性がせり唄を歌い始められて、「切れた、切れた、太鼓の音が切れた」と。次の演目を楽しみにしているよという掛け声だと思います。疲れたときには「頑張れ、頑張れ」というような歌だとか、夜が更けた頃には男女の色恋のものがあつたりとか、本当にトータルで神楽というものを楽しみにしておられる。

地域にとって大切な神事であり、お祭りであり、行事であり、地域や世代を超えた本当に大切な交流の場であり、この宮崎の宝というものを決して絶やしてはならない、確実に未来へとつないでいかななくてはならない、そのような思いを強くしているところでもあります。

現在、本県が中心となりまして、国指定神楽のユネスコ登録に向けて取り組んでおります。登録の先に目指すのは、そのことにより刺激を受けて、また励みとして、県内全ての神楽を次世代へ確実につないでいくことでもあります。そのためには、神楽保存団体や自治体が情報共有を図り、互いに連携していくことが必要であると考えておりまして、現在、県内神楽保存団体

の組織化に向けた取組を進めているところであります。

県としましては、この組織がユネスコ登録を機に、将来にわたって県内全ての神楽保存団体に有益なものとなって、神楽を核とした地域の活性化につながる活動ができるよう、登録後も引き続き支援に取り組んでまいります。

**○山内佳菜子議員** 県内神楽の組織化というお話もありました。それから後の取組が私も重要だと考えております。

全国神楽継承・振興協議会の会長で、高千穂神社の後藤宮司にお話を聞く機会がありました。「神楽は私たちの生活そのもの。神楽とともに生きてきた宮崎から、県民の皆さんとともに機運を高めていくことも大事」、そうおっしゃっていました。

神楽は、舞手はもちろん大事ですが、奉納する場を整えたり、えりものの準備をしたり、たくさん、たくさんすることがあります。まさに、知事もおっしゃったように、集落の営みそのもの、農耕生活の一部です。パフォーマンスやステージではありません。国指定の神楽だけをユネスコ登録して終わりではなく、その後が大切です。知事には、ユネスコを弾みに、ほかの神楽も大切なんだ、神楽を守らなきゃ、文化が、ひいては集落が失われる恐れがあるんだと強く打ち出してほしいものです。

神楽信仰とは、神楽を通じてふるさとへの関心を高め、付加価値を高めることになり、地域おこしや集落維持につながる、まさに地方自治の根幹に据えるべき課題なのです。今こそ宮崎の神楽を県民自身がどう価値化し、どうしていきたいのかを丁寧に議論するときです。知事の強いリーダーシップに期待を込めて、最後の質問に移ります。

9月定例会で質問いたしました県立図書館についてお伺いします。

収蔵スペース確保について、現在の検討状況と今後の方向性を教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県立図書館の収蔵スペース確保につきましては、現在、関係部局の意見をいただきながら、県立図書館内のプロジェクト会議を中心に、既存施設の活用や蔵書の整理など、今できる具体的な方策について検討を行っております。

また、県内図書館の収蔵スペースの状況につきまして、新たに調査を行うとともに、長期的な視点から有識者等からの御意見をいただき、市町村と図書資料の収集、保存、整理について協議してまいります。

今後、安定的な収蔵スペースの確保に向け、調査結果を生かした保存の在り方、新たな技術である電子書籍の導入等について検討を行い、全県的な図書館の役割分担を再構築し、宮崎ならではの新しい図書館のネットワークづくりを目指してまいります。

**○山内佳菜子議員** 新たな枠組みや全県的な新しいネットワークづくりに取り組むという、非常に前向きな御答弁をいただいたと思います。ありがとうございます。

先日の報道では、県内34の公立図書館のうち、6割で収蔵率が90%を超えているとの報道もあり、喫緊の課題であると感じております。120年を超える歴史を持つ県立図書館が、50年後、100年後も県民に親しまれる姿を目指して、宮崎らしい新しいネットワークづくりの構築に期待しています。

以上で私が今回準備いたしました23問が終わりました。知事、関係部局長、そして担当職員の皆様、非常に前向きな御答弁をありがとうございます。

ございました。調査・研究をいただけるというお話もたくさんいただいております。今後も賢明な御判断をお願いして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○濱砂 守議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時47分休憩

---

午後1時0分再開

**○日高博之副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、前屋敷恵美議員。

**○前屋敷恵美議員〔登壇〕**（拍手）日本共産党の前屋敷恵美でございます。通告に従い、一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢から3点伺いたいと思います。

まず、イスラエルによるガザ地区攻撃に関してです。

イスラエルの大規模攻撃により、パレスチナ・ガザ地区の人道状況は極めて深刻な状況に直面しています。イスラエル軍は、難民キャンプへの連続的な空爆を始め、電気、水、食料、医薬品などの供給を妨げるなど、国際人道法に違反する戦争犯罪を犯し、多数の罪のない人々の命を奪っています。子供たちもその犠牲になっており、世界保健機関は10分に1人の割合で子供たちが死んでいると報告しています。こうした事態に世界中が胸を痛めています。

国連の人権専門家は、ガザの事態を「ジェノサイド（集団殺害）の重大な危険」と警告を発しています。イスラエルの攻撃は、その規模と残虐さからも、ジェノサイド条約が固く禁じる集団殺害であることを指摘しなければなりません。



ん。

こうした中、国連総会は、121の国の賛成多数で、人道的休戦を求める決議を採択しましたが、日本政府はこれに反対したアメリカの顔色をうかがい、棄権の態度を取りました。何とも情けない話です。この日本政府の態度とガザ危機問題とを併せ、知事の御見解をお聞かせください。

あとの質問は質問者席から行います。(拍手)

[降壇]

**○知事(河野俊嗣君)** [登壇] お答えします。

パレスチナ自治区、ガザ地区をめぐる情勢が深刻化し、民間人を含む多数の犠牲者が出ております。誠に痛ましいことだと感じております。

このような中、10月27日に国連総会で、人道的休戦などを求める決議が採択されておりますが、この採決を日本は棄権しております。このことについて国は、決議案にはテロ攻撃への強い非難の言及がないなど、全体としてバランスを欠いていたことから、総合的に判断したと説明されております。

その後、先月15日には、国連安全保障理事会において、ガザ地区における戦闘の人道的な一時休止を求める決議が——これについては日本も賛成し、採択されたものと承知しております。

いずれにしましても、罪のない人々がこれ以上命を落とすことのないよう、国際社会が連携して、事態の早期鎮静化と人道状況の改善が図られることを切に望むものであります。以上です。[降壇]

**○前屋敷恵美議員** 日本政府がイスラエルの国際法違反を批判せず、即時停戦・休戦も求めな

い、こうした岸田政権に国内でも抗議が広がっています。国連安保理での決議に賛成するのは当然のことだというふうに思います。

我が党は、「ガザでのジェノサイドを許すな——ガザ攻撃中止と即時停戦に向けての各国政府への要請」を発表し、各国大使館を通じて世界に呼びかけを行いました。

現在、イスラム組織ハマスとイスラエルの戦闘休止・戦闘中断が2日間延長され、昨日、もう1日延長することを合意しましたが、日本時間でいえば、今日の2時までです。双方の人質の解放も断続的に行われていますが、休戦が終われば直ちに激しい戦闘開始が予想されます。極めて緊迫した事態です。

今こそ日本政府は、国連憲章と国際法を守れという一貫した立場に立って、国際世論とともに、これ以上の命を犠牲にすることは許されないと、憲法9条を持つ国として、戦闘中断を停戦に、即時停戦を求めるべきと、このように思います。

2点目は、県内における軍事訓練の頻発化と自衛隊基地の強靱化問題についてです。

今月12月8日から20日までの間、米軍再編による岩国基地から新田原基地への移転訓練、日米共同訓練を行うことが明らかにされています。先月11月17日から27日の間、実施された、日向灘での日米掃海訓練が終わったばかりです。

10月には、霧島演習場を使って、オスプレイを含む日米共同訓練が強行され、9月には、軍用機KC-130H輸送機が、災害時の物資輸送のテストを名目に、宮崎空港に飛来しました。将来の民間空港利用が見えてきます。新田原基地では、7月に日仏共同訓練が行われました。さらに、海上自衛隊は、日向のお倉ヶ浜でLCA

Cビーチング訓練を繰り返しています。

年間通じて、宮崎の陸海空で軍事訓練が強行されています。この軍事訓練は紛れもなく戦争準備にほかなりません。

一昨日、米軍のオスプレイが屋久島沖に墜落し、1名の死亡が確認され、ほかの7名は行方不明です。これまでも度々死者を伴う重大事故を繰り返す構造的な欠陥機オスプレイは、日米共同訓練にも使用され、県民も危険にさらされる可能性が大きいと言わなければなりません。

さらに、県内の自衛隊基地の強靱化が多額の予算づけで進められてもおります。基地の司令部を地下に移す基地の地下化は、攻撃目標にされることを想定するもので、まさに危険を呼び込むものにほかなりません。そうすると、県民、住民はどこに逃げればいいのか、住民の不安は募ります。また、私どもも、そう質問されているところです。

知事は、こうした県内で進められている状況、事態をどのように受け止めておられるのかお伺いしたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 令和5年版の防衛白書によれば、「我が国周辺国などは、この10年で軍事的な能力の大幅な強化に加え、ミサイル発射や軍事的勢力を誇示する活動を急速に拡大・活発化させており、戦後、最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している」とされております。

外交・防衛は国の専管事項であり、こうした共同訓練についても、国の責任においてなされるものと考えておりますが、訓練が増えることによる騒音や事件・事故などへの不安の声があることは承知しております。

私としましては、引き続き、県民の生命・財産を守る立場から、騒音の軽減や事件・事故の

防止などについて万全を期すとともに、迅速な情報提供や地元に対する丁寧な説明を国に対して要請してまいります。

**○前屋敷恵美議員** これまでも、外交・防衛は国の専管事項だからという知事のお答えはいただいていたと思います。しかし、どのような事態であっても、外交・防衛は国の専管事項だからでは、もはや済まされない状況だというふうに思います。傍観者でいてはいけないということです。そうではないでしょうか。実際に県民に戦火が及んでくる可能性、そうした予測や想定ができないでは、知事としての責務は果たせないのではないかと私は思います。過去の歴史をしっかりと教訓とすべきだと思います。

今、政府が進める大軍拡路線は、アメリカと一体に戦争への道を進む、憲法違反そのものと言わなければなりません。まさに県民の生命・財産を守る知事の責任が問われてくるというふうに思います。今やるべきは、こうした戦争準備ではなく、戦争にさせない平和構築の準備である、このように思います。

3点目は、自衛隊による自治体への若者の個人情報提出要請についてです。

現在、各自治体から、本人の同意もなしに、住民の個人情報が自衛隊に提供されています。本来、個人情報の保護は、人間としての基本的権利であると思いますが、提供する自治体の対応は果たして正しいのか、知事の御見解を伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 自衛官や自衛官候補生の募集については、自衛隊法に基づき、県及び市町村が、地方自治法に規定する法定受託事務として、その事務の一部を行うこととなっております。

募集対象者情報の提供につきましては、令和

2年12月の閣議決定を受け、令和3年2月に発出されました防衛省・総務省連名の通知におきまして、防衛大臣は市区町村の長に対し、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報に関する資料の提出を求めることができること、また、募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないとされているところであります。

県内市町村におきましては、この通知に基づき、適切に対応されているものと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 今この個人情報、氏名、住所、性別、生年月日の4情報が住民基本台帳から抽出され、データとして提出されています。以前は、閲覧で自衛隊が独自にこの名簿を利用していましたが、今は自治体のほうからデータそのものを提出する、まさに差し出すというような状況になっています。

そもそも個人情報保護法第69条1項では、「行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」とされています。自治体から自衛隊への名簿提出が「法令に基づく場合」と言える根拠があるのかです。

今、知事もお答えになりましたが、自治体が今、根拠としているのが、一つに自衛隊法第97条1項、「都道府県知事及び市町村長は政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行う」、また、自衛隊法施行令第120条、「防衛大臣は、自衛官の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求める

ことができる」、このことを根拠にしていると思います。

しかし、自衛隊法はそもそも組織法であり、97条1項にも名簿を提出することを事務として明記されているわけではありません。施行令に至っては、行政機関である内閣だけで制定できるので、国会で制定する法令とは言えません。防衛省、総務省は、「法令に基づく場合」として提出してよいとの通知を出していますが、行政が示す解釈が常に正しいわけではないと思います。「法令に基づく場合」に当たるとして提出する根拠は認められない、このように思います。

多くの自治体は提出を義務だと受け止めているようですが、防衛省に聞きますと、提出は義務ではない、お願いだとしています。そうであるならば、自治体は、個人情報を保護することは自らの責任と自覚して、しっかり判断してほしいということです。

情報提供を望まない人には、除外申請を受け付けている自治体もあるようですが、そのためには条例の制定が必要と聞いています。しかし、個人情報の保護は人間の基本権として保障されるべきもので、除外申請を設けるなどは論外であって、個別に事前に同意した人についてのみ提供すべきなのではないでしょうか。知事はいかがお考えか、再度伺いたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 個人情報保護法との整合性につきましては、先ほど答弁いたしました自衛隊法の規定や国の通知等を勘案し、市町村において適切に判断されているものと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 改めて個人情報は何たるかをしっかりと判断していくことが必要だというふうに思います。

私、自衛隊の自殺者の状況を少し見てみました。平成29年に90名、平成30年62名、令和元年60名、令和2年66名、令和3年58名。これほどの自殺者を出してしまう組織とはどんな組織なのか、本当に考えさせられます。そして、なぜ自衛隊だけに名簿提出が認められるのか。まさに戦争の足音が聞こえてくる、そういう状況だと思います。

では、次の質問に進めさせていただきます。

不登校の子供たちの現状と支援策について伺います。

この議会で何人もの方々が取り上げていらっしゃる中身ですけれども、それだけやはり関心も高いし、子供たちに寄せる思いが強い、そのように思います。私も、御兄弟でこういう状況にあった方を身近で見てきただけに、子供さんも、それから親御さんについても、大変な思いを見てまいりましたので、今回、取り上げさせていただきます。

近年、学校に行けない、いわゆる不登校の子供たちが増えて、昨年度、過去最多という状況です。県内でもこうした状況が示されておりますので、具体的な県内状況を、小・中・高それぞれに前年度との比較でお示しいただきたいと思えます。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 本年10月公表の文部科学省の調査結果によりますと、本県公立小・中・高等学校の令和4年度の不登校児童生徒数は、小学校が766人、中学校が1,571人、高等学校が331人となっております。

令和3年度と比較しますと、いずれの校種におきましても増加しております。増加の数は、小学校が206人、中学校が287人、高等学校が32人となっております。

**○前屋敷恵美議員** 今、年間欠席30日以上を不

登校と定義づけてありますから、この定義で把握できない不登校状態にある児童生徒がいることが考えられます。

不登校に至る原因については、一人一人様々です。学校での人間関係、そこにいじめなどが存在したり、授業が分からない、また、ここ数年では、新型コロナによる学校や家庭での生活リズムの崩れなど、本人がはっきり意思表示をしない限り、原因を特定することは非常に困難だと思います。

しかし、何が原因であろうとも、学校に足が向かない子供たちをしっかりと受け止め、そして見守る、決して見放さない、こうした対応が学校にも保護者にも必要だと思います。

本来、学校が子供たちの安心できる居場所であるわけですが、不登校状態にある子供たちには、家に引き籠もる以外に居場所がありません。今、こうした子供たちを支援・サポートしているのが、フリースクールや民間支援団体の存在です。教育委員会は、県内でこうした活動をしておられる団体の状況、現状をどう把握されているのか伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県教育委員会では、市町村教育委員会から、本年10月の時点で、県内8市町に23のフリースクールがあると報告を受けております。

**○前屋敷恵美議員** フリースクールだけじゃなくて、支援団体もそのほかにたくさんあるという状況も当然御承知だと思います。不登校の子供さんを抱えた保護者の方が、「フリースクールで助けられた。子供の居場所ができて、子供が落ち着いて生活できるようになった」と安堵の表情を見せておられることに、フリースクールやこうした活動の重要性を感じます。

今後、学校とフリースクールや民間団体、保

護者と連携する必要性があると思いますが、教育長の御見解をお聞かせください。

また、こうした団体のほとんどがボランティアで活動されているのが現状です。活動資金は自前で運営を続け、子供たちを支えております。しかし、これでは長く続きません。補助的な支援が必要だと思います。教育委員会の支援の在り方についてお聞かせください。

**○教育長（黒木淳一郎君）** フリースクールとの連携につきましては、昨年度から意見交換の場を設けておりまして、本年10月には、市町村の関係者も含めて連携の在り方を協議したり、国の通知にある出席の要件を示したりしたところであります。

補助に当たりましては、フリースクールの審査や行政による指導・監督の必要もあり、県教育委員会といたしましては、今後も国の動向を注視しながら、他県の情報を集めるなどして、どのような支援ができるのか研究してまいります。

**○前屋敷恵美議員** フリースクールや民間支援団体の活動は、子供たちが再び元気に学校へ通えるように成長できる居場所として重要な役割を果たしております。その現実があります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの届かない部分で役割を果たしている現実があります。ボランティアの自主活動だと、そこに委ねてしまうことはできないというふうに思います。

子供たちのために果たしている役割を教育委員会が認めておられるのであれば、何らかの支援の制度活用ができないのか。活動が継続できるような手だてをぜひとも探っていただきたい、このように思います。強く要望しておきたいと思います。ぜひ形にさせていただきたいと思

います。

続けてまいります。公営住宅の充実について、安心して住める公営住宅の在り方について質問をいたします。

まず、県営住宅の現状から伺います。県営住宅の管理戸数、そして入居戸数、空き住戸の戸数、募集戸数、応募された応募世帯数についてお聞かせください。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 県営住宅につきましては、令和5年3月末現在、8,628戸を管理しており、入居戸数は6,973戸、空き住戸の戸数は1,655戸であります。これ以外に、政策的に入居募集を止めている、いわゆる政策空き家は203戸あり、建て替えや用途廃止を目的としているため、活用の予定はありません。

空き住戸のうち、入居見込みのある住戸を優先的に年4回の定期募集を行っており、令和4年度の募集戸数は合計369戸で、応募世帯総数は約2倍となる749世帯となっており、近年同様の水準で推移しております。

なお、定期募集以外にも、随時、入居希望など指定管理者において相談を受け付けております。

**○前屋敷恵美議員** 今、空き住戸についての御説明もありましたけれども、近年、本当に空き住戸が目立つ状況にありまして、住民の皆さんからも、なぜ入居させないのか、収入にもなるじゃないかというお声をお聞きします。今、御説明もありましたが、ぜひそういったものに対する対応をしっかりと急いで行っていただきたい、このように思います。

次に、住生活基本法に基づく都道府県計画について伺います。

住生活基本法では、「地方公共団体は、住居の安定確保が図られるよう、公営住宅の供給の

促進、その他必要な施策を講ずるものとする」とされています。県もこの方針に従って計画をつくっておられると思います。

公営住宅の供給の促進という点で、また、公営住宅は、住宅セーフティネットの中心的役割を担うともうたっていますから、それにふさわしい施策が必要です。

全国計画では、建て替え、バリアフリー、長寿命化などを示していますが、こうした施策について、県の方針をお聞かせください。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 令和4年3月に策定した宮崎県住生活基本計画において、低額所得者や高齢者、障がい者など住宅確保が困難な方々が安心して暮らすことができる目標の一つとして、「住宅セーフティネットの充実」を掲げております。

この中で、公営住宅は、その中心的な役割を担うものと位置づけており、計画的に集約等を検討しながら建て替えを進め、バリアフリー化等の居住環境の改善を推進するとともに、住宅に困窮する高齢者・障がい者世帯、ひとり親世帯を含めた子育て世帯などへの入居機会の確保に努めていくこととしております。

**○前屋敷恵美議員** 現在、県営住宅の管理戸数は、この10年、8,800戸から8,900戸でほぼ横ばいの状況です。入居者数は約1,300人減少して、空き戸数は約5倍に増加、入居率は96.2%から80.8%に減少しております。また、応募世帯数は約4分の1まで減少し、応募倍率は4.6倍から2.2倍に減少しています。

このように、県営住宅の応募者が減少しているのは、既存住宅、今、住んでおられる状態の住宅の改善がなかなか行われず、住宅に魅力がないことが挙げられるのではないのでしょうか。ぜひ居住者の要求にも耳を傾け、住宅の改善・

改良を進めていただくよう要望しておきたいと思います。

次に、連帯保証人制度について伺います。

まず、保証人規定の現状はどうなっているのか伺います。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 県営住宅につきましては、原則として、入居の際に連帯保証人を1名求めておりますが、入居しようとする方が高齢者のみの世帯や障がいのある方を含む世帯などで、本人の努力にもかかわらず、連帯保証人の確保が困難な場合には、免除することとしております。

**○前屋敷恵美議員** 全国的にも保証人の確保ができない人々が入居できない事態が相次ぐ事態に対して、国交省住宅局は、「保証人の確保を入居の前提とすることから転換すべき」とする通知を出して、保証人を要件とすることは、公営住宅の目的に合致しないという方針が出されました。既に、公営住宅管理標準条例案の改正で、保証人に関する規定は削除され、各自治体の公営住宅条例からも規定削除が求められております。

全国的にも保証人を求めないとする自治体が増えています。既に令和2年2月10日付で住宅局からそう通知をされているわけで、これまで宮崎県でも懸案事項で検討されてきたはずだと思います。特別の事例では保証人を求めないと、今、部長の御答弁でもありましたけれども、全体的に全ての入居を求める方々に保証人を求めないという対応をすべきだと思います。改めて、県の対応・方針をお聞かせください。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 近年、身寄りのない単身高齢者が増加していることなどを踏まえ、国から公営住宅において連帯保証人を求めない方針が示されたところであり、現在、県

では、有識者等による宮崎県営住宅政策協議会において、連帯保証人制度の廃止に向けて検討を進めているところであります。

**○前屋敷恵美議員** ぜひ、その方向でスピードを上げてまとめていただきたい、決定していただきたいと思います。全国的にもその流れが今強まっているところです。

また、心配される点では、保証人を不要とすることで家賃収納率が下がるのではないかとの懸念も聞かれています。全国的な調査でも、低下している状況は見られないということも示されています。国の通知にも沿って、緊急連絡先の登録は必要だと思いますので、その登録をもって入居を認める、保証人を求めない保証人規定の削除を一日も早く行うことが必要だというふうに思います。強く要望しておきたいと思います。

次に、家賃減免制度について伺います。

家賃減免制度について、入居者への周知はどのように行われているか。また、制度活用の実績について伺います。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 県営住宅の家賃減免制度は、入居者または同居者が病気療養などで費用負担が生じる場合や、離職等により収入が減少した場合などに家賃を減免する制度であります。

この制度につきましては、入居の際、全入居者に配布しております「入居者のしおり」や、毎年、入居世帯の収入を確認するために行っている収入申告の際に、全入居者に対しまして、この制度について文書で案内しております。

その適用の実績については、令和4年度が181件であり、近年はおおむね200件前後となっております。

**○前屋敷恵美議員** 今、厳しい経済状況の中で

すから、ぜひ、そういう事態になったときにはスムーズに利用できるように、この制度を知らないという方のいないように、周知徹底をお願いしたいと思います。

公営住宅は、国民・県民に対して健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と福祉の増進を図ることを目的にしています。

今後、人口減少に伴い、提供戸数は減少傾向が予測されます。確かに人口減少は否めませんが、高齢化社会の下では、生活困窮者は現存してまいります。より公営住宅の役割は大きくなるというふうに思います。

公営住宅は、その整備基準で、安全、衛生、美観などを考慮し、かつ入居者にとって便利で快適なものとなるよう整備しなければならない、このようにも位置づけられておりますので、安心して住める公営住宅になるよう、積極的な推進を図っていただくよう求めておきたいと思います。

次に、農業を支える、その施策について伺います。

まず、畜産についてです。

畜産農家では、配合飼料の高騰が続く上に、子牛の価格が大幅に下落して、都城では今年10月の競りで1頭48万円にも下がって、とてもやっていけないと悲鳴が上がっています。こうした状況は、今回の議会の中でも聞かれたことでございます。

畜産経営を継続していくためにも、飼料の値上がりや子牛価格の下落で、窮地に立っている農家を支える対策が必要だと思います。県はこの状況をどのように認識し、どのように対応するのか、農政水産部長に伺いたいと思います。

○農政水産部長（久保昌広君） 現在の子牛価格の低迷は、配合飼料価格などの高騰による畜産農家の経営環境悪化に伴う子牛の買い控えや、消費者の節約志向の高まりによる枝肉価格の伸び悩みなど、様々な要因が関連していると認識しております。

このため県では、畜産農家に対して、配合飼料等の価格高騰に関する支援をはじめ、国の肉用子牛生産者補給金制度と連携した価格差補填などに取り組んでいるところです。

また、先日の東京食肉市場まつり2023のようなイベントをはじめとする消費拡大にも取り組んでいるところです。

○前屋敷恵美議員 都城の競り市では、妊娠している牛が競りに出されていたそうです。これが何を意味するのか。もう牛飼いはやめる、そうした覚悟で競りに出したのだと聞きました。また、牛を置いたまま夜逃げをする農家も出ているそうです。高齢で牛を飼っている農家は、御自分の年金で餌を食べさせているのだとも聞きました。どこも本当に大変な状況に置かれております。

対策は、今も御答弁がありました。消費を拡大させること、このことも確かに重要だと思います。しかし、経済対策を打っても、すぐには牛肉の消費拡大にはつながらない。消費が拡大するまで待てないというのが今の状況だと思います。緊急的な支援策がどうしても必要です。ぜひ直接的な手だてを取っていただきたいと思っております。

また、競りでは、インボイスの未登録者が安く買い叩かれた、こうした話の報告も受けています。インボイスはまだ実施が始まったばかりですけれども、今後の農業全体に対する影響など、どのように見ておられるのか伺いたいと思

います。

○農政水産部長（久保昌広君） 今年10月からのインボイス制度の導入により、家畜市場においては、インボイスを発行できる子牛かどうかを確認の上、取引するようになっております。

10月以降の取引価格の状況を見ますと、制度開始から3年間は、免税事業者からの仕入れについても消費税分の8割を控除できる経過措置が設けられたこともあり、取引価格において、インボイス制度の明確な影響は見られなかったところです。

また、市場関係者からも「税額控除の経過措置があり、インボイスの影響は限定的ではないか」といった声を伺っております。

この制度はまだ始まったばかりですので、引き続き、制度の周知を図りながら、家畜市場における子牛価格の動向を注視してまいります。

○前屋敷恵美議員 影響が出てくるのは確かにこれから先だというふうに思います。しっかり見届けていただきたいと思っております。

宮崎の基幹産業でもある農業、そして畜産の灯を消さないためにも、しっかり支援をしていくことが必要です。国や県の支援策をしっかりと進めていただくようお願いしておきたいと思っております。

次に、サツマイモ基腐病被害について伺います。

今年もまた昨年以上の被害が出ているとお聞きしております。被害の現状と今後の予防対策、農家への支援策についてお聞きします。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本年産のサツマイモ基腐病の発生面積の割合は2.7%で、気象条件に恵まれ、発生が少なかった昨年産の0.7%よりは多いものの、令和2年産や3年産と比べ



て、半分以下となったところです。

しかしながら、発生が増加している地域もあることから、県としましては、引き続き、持ち込まない、増やさない、残さないを基本に、防除の徹底や抵抗性のある品種の導入、残渣の適正処理など、効果の高い対策を進めてまいります。

さらに、国や県の事業を組み合わせながら、健全な苗の安定供給や防除体系の確立などの構造改革を進めるとともに、圃場の排水対策や輪作など、地域の実情に応じた支援を行うことで、基腐病に負けない力強い産地づくりを目指してまいります。

**○前屋敷恵美議員** 私も基腐病のことで、専門のサツマイモの農家の方にお話もお伺いしたところです。特に専門農家にとっては、収量の減収は経営を困難にしますし、また、原材料の不足は、酒造会社にとっても打撃となるというふうにも聞いております。このまま国産の材料が届かなければ、輸入に頼ることにもなるのではないだろうか、こういう懸念も農家の皆さんは持っておられました。さらには、肥料や農薬の高騰が経営にとっては大変厳しい、そういう状況にもなっております。

この基腐病の対策はもちろん大事ですが、この支援だけにとどまらず、安全・安心の農産物をこの宮崎の大地で生産できるよう、持続可能な農業にするためにも、農業の担い手をしっかりと支えていくこと、そして、所得保障、価格保障の制度を確立することが重要だと思います。こうした取組にぜひ県も尽力いただきたい。このことも申し上げておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に、林業と災害対策について伺います。

宮崎県は、杉素材生産量32年連続日本一、令

和4年度は生産量187万8,000立米、木材全体の素材生産量でも203万1,000立米と、北海道に次ぐ第2位の生産量です。伐採面積でいえば、令和3年度は2,854ヘクタール、毎年同等の伐採が行われてまいりました。

伐採は主伐・皆伐です。皆伐は、線状降水帯や記録的な豪雨など、この気候変動の下で土砂災害の温床をつくることになり、災害の発生を大変危惧するものです。

宮崎県は再造林率73%、全国第3位の状況にあります。造林してもすぐには成長はしません。若い杉の人工林が占める割合が最も多いのが宮崎県です。また、杉山は保水力には乏しいと言われております。災害の危険性が常に伴っているということです。

そこでお伺いいたします。宮崎県では、高性能林業機械が数多く活用されています。粗悪な作業道の造成などで、伐採作業道からの土砂流出が懸念されます。伐採や搬出に起因する山地災害を防止するために、県はどのような取組を行っているのか伺いたしたいと思います。環境森林部長、お願いいたします。

**○環境森林部長（殿所大明君）** 県では、不適切な伐採や搬出作業による土砂の流出・崩壊を防止するため、林地の保全に配慮した伐採・搬出作業や、適正な搬出路の開設方法などをまとめたガイドラインを作成しています。

このガイドラインについては、伐採事業者に対して、研修会を開催して周知を図るとともに、市町村や関係団体と連携しながら、伐採届の受付時や伐採現場パトロールなどの機会を通じて、その遵守を指導しております。

また、人家や道路等への土砂流出が懸念される伐採跡地については、梅雨時期の前などに、市町村等と連携して調査を行い、必要に応じて

伐採事業者に対策を指導しております。

**○前屋敷恵美議員** また、搬出において、林地保全という観点からも、路網だけに頼るやり方でなくて、可能な限り集材機による架線集材を進めることも私は重要だと思っています。しかし、その技術者不足の問題があります。

県は、架線集材の技術者育成にも取り組んでおられるとのことですが、どのような位置づけで、どう取り組んでおられるのか伺いたいです。

**○環境森林部長（殿所大明君）** 集材機による架線集材は、高性能林業機械が入りにくい急傾斜地等において、木材を効率的に搬出するために必要な技術であり、林地の損傷が少なく、土砂流出が起りにくい一方で、安全に架設して集材を行うためには、高度な技術が必要とされます。

このため県では、みやざき林業大学校において、長期課程の研修生や県内の林業事業者を対象に、現場で作業を指揮する林業架線作業主任者の免許取得に向けた講習や、集材機の運転を行うために必要な特別教育などを実施しています。

県としましては、引き続き、安全で効率的な架線集材を実施できる技術者の養成に取り組んでまいります。

**○前屋敷恵美議員** 山を守る、崩れない森をつくる、そしてそれが森林の有する多面的機能を持続させるという点で、今、今後の経営の在り方としても、山を守るということに対しても、山主さんに奨励する自伐林業・自伐林家の育成と定住促進、そして経営支援をする方向や自伐型林業を視野に入れることも、私は重要だというふうに思っています。

この自伐型林業について、県はどのように考

えておられるか伺いたいです。

**○環境森林部長（殿所大明君）** 自伐型林業の明確な定義はありませんが、令和3年版の森林・林業白書によると、山林を借用し、または施業を受託するなどして、小規模な林業を行う取組とされております。

県内では、延岡市の1グループの活動を把握しており、そのグループには、定年退職後に副収入を得る目的や、週末や仕事の合間のボランティアなど、様々な形で参画がなされております。

県としましては、造林・保育作業を中心に担い手が不足している中で、自伐型林業は、これらの作業を行うことができる多様な担い手の一つとして捉えております。

**○前屋敷恵美議員** ありがとうございます。

宮崎県は林業県でもあります。そして、再造林率日本一になるという目標も今、立てられておりますが、確かに切ったところには造林しなければなりません。しかし、その造林する苗が、何が必要か、どういう苗を植えれば山崩れを防止することができるのか、そういったところもしっかりと念頭に置いて、造林には当たっていかねばならないと思います。

そしてまた、ほとんどが皆伐です。この皆伐の規制も私は必要だと思っているところです。土砂災害が起きてからでは本当に遅いと思います。熊本などの土砂災害の現実を目の当たりにしているだけに、そういうふうに思うところで、宮崎の山をしっかりと守って林業を支えていく、このことが必要だと思っています。よろしくお願ひしたいと思います。

今回の質問は、農業や県民の暮らしをどう支えるのか、日本が直面している戦争への道が県民にどのような災いをもたらすことになるの

か、真剣に、深刻に考えることが必要だと提起させていただきました。

知事が目指される「未来に安心と希望が持てる、心豊かに暮らせる県政」の実現は、何より平和に立脚するものではないでしょうか。子供たちの輝く未来のために、力を尽くす決意を述べて質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○日高博之副議長 次は、松本哲也議員。

○松本哲也議員〔登壇〕（拍手） こんにちは。県民連合立憲、立憲民主党の松本哲也です。

県議会に送っていただきまして7か月、高速道路や日豊本線を利用して宮崎市へ、そしてまた、県内各地へ伺ってまいりました。車窓からは新緑のまぶしさが紅葉へと変わった山々、そして台風等によって濁流となった河川、季節を感じながら移動してまいりました。時間に余裕のあるときには、一般国道を利用して道の駅に立ち寄り、店頭に並ぶ野菜などを手に取りながら、品ぞろえや価格などにも目を向けてまいりました。

そのような中、やはり高速道路の一日も早い完成・開通が望まれていることを強く感じ、その必要性・重要性に改めて気づかせていただきました。

地元においては、「買物に行くのも買うのも大変だった。何とかしてほしい」など、物価高に加えて、中山間地域周辺部の切実な声をお聞きしてまいりました。いただいた声、そして最近の国内の動向など、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まずは、国と地方の関係についてお尋ねいたします。

私は6月議会で、地方分権改革の推進についてお尋ねいたしました。知事は、国と地方の役割の見直しや明確化、また、地方の実情に合った地域づくりができるよう、国と地方の協議の場の充実などを挙げられ、全国知事会とも協力して、引き続き地方分権改革の推進に取り組むと答弁されました。このことはぜひ強力に進めていただきたいと願っており、変わっておりません。

しかし、国と地方の関係という視点で我が国の現状に目を向けたとき、私は、沖縄県における辺野古の埋立てや、ふるさと納税における制度の見直しなどからしますと、とても国と地方の関係が対等・協力だとは思えないのです。

県民の住民投票や選挙における民主主義の結果を受けて、真摯に取り組まれる沖縄県知事の姿が映し出されるたびに、県民の生活を守る義務と責任を果たそうとする知事がなぜ悩まなければいけないのかと私は思っています。同様の考えの方々や同調してくださる方の声が届きます。

また、ふるさと納税においては、自治体間の過度な競争が進む中、それぞれの自治体が知恵を出し、工夫を凝らして寄附していただくための取組が行われてきました。しかし、国からの経費率見直しなどのルールによって、自治体は、今年10月から一部返礼品の寄附額を上げることとなりました。ふるさとのため、我が町を思っている努力も、結局は国の思惑どおりに進められていくこのありようは、本当に対等な立場なのかと疑問に思うのは、私だけではないと思います。

そこで、知事にお尋ねいたします。今、真剣に国と地方の在り方が問われていると考えます。国と地方の関係の在り方につきまして、知

事はどのように思われているのかお尋ねいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、以後は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

国と地方は、対等・協力の関係にあるものと考えております。国においては、外交・防衛などの国家の存立に関わる事務や全国的に統一が必要な施策など、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方においては、地域行政に関する役割を広く担うことを前提として、それぞれの役割の下、互いに協力し、諸課題に対応することが重要であると考えております。

その上で、私は、地方が複雑化・多様化する地域課題に適切に対応していくためには、自己決定・自己責任の原則の下、自らの発想と創意工夫により、それぞれの地域の実情に応じた政策を講じることが重要であると考えます。

このため、本県知事として、また、全国知事会の副会長や地方税財政常任委員長など地方の代表として様々な役割を担う中で、本県はもとより、地方の意見を国に対してしっかり伝えているところであります。

国と地方がそれぞれの責任を果たすことで、地域の多様性の維持・発展を図ることができるよう、引き続き取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○松本哲也議員 ありがとうございます。地方制度調査会では、自治体に対する国の指示権を拡大する答申を準備していると伺っております。このようなことが行われれば、地方分権の考えを覆すとも言われます。地方分権改革が30年前に戻ることはないよう、知事におかれましても、しっかりと取り組んでいただくことを期

待しております。

それでは、次に、物価高対策についてお尋ねいたします。

長引く物価高の影響が県民生活にじわじわとダメージを与え続け、最近では、多くの方から国の物価高対策について御意見をいただくことが増えてきました。

現在開会中の臨時国会において、物価高対策の議論がなされ、対策の意気込みは理解できたとしても、内容については、私もまだ疑問を持っている1人であります。

特に、給付金と減税については、様々な問題を御指摘いただくことも多く、今すぐの対策を願う方々にとっては、これからの賃金水準向上が確約されていない不透明な状況の中であって、低所得者への給付と来年度の所得税減税、ひいては可処分所得の向上を政府が訴えても、国民の多くが適切な説明をしているとは思わない、その取組が理解されていないのが現状のようです。

そこで、知事に、今回の総合経済対策をどのように受け止めていらっしゃるのかお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 物価高騰による影響が長引き、先行きへの不安が広がる中で、今般、国におきまして総合経済対策が決定され、エネルギー価格の負担軽減、中小企業等における持続的な賃上げに向けた支援等、全国知事会を通じて国に要望した内容が盛り込まれるなどしておりまして、私としても評価をしているところであります。

一方、低所得世帯への給付措置と併せて、広く所得税等の減税措置が講じられることとされております。この減税につきましても、適用時期などをめぐって様々な受け止めがあることは

承知しております。

私といたしましては、今回の対策を一刻も早く県民の皆様にお届けすることが、暮らしや経済の早期安定につながると認識しておりますので、家庭や交通事業者等に対する燃料費の負担軽減や、医療・福祉分野における食材料費高騰対策などについて、今議会への追加提案を予定しているところであります。

今後とも、県民生活や県内経済への影響の把握に努めるとともに、市町村とも連携を図りながら、まずは経済対策の早期執行に努め、しっかりと宮崎の再生に向けて取り組んでまいります。

**○松本哲也議員** 補正予算も提案されますので、今後も県民の皆さんの生活に寄り添っていただきまして、対策を取っていただきますようお願い申し上げます。

それでは、今回の総合経済対策による減税に対する取組ですが、このことは地方財政に大きな影響を与えます。所得税減税による地方交付税への影響は言うまでもありませんが、個人住民税における減収を伴いますので、国の減税には必ず地方財政への影響をセットで考えていかなければいけないはずです。そのような地方の減収に対する対策などはどのように考えているのか、そのことも国の責任において明確にされなければならないはずです。

知事は現在、全国知事会における地方税財政常任委員長として、本県のみならず、全国の地方自治体に影響がないように取り組む立場にありますので、このことに強く声を上げていく必要があると考えます。

そこでお尋ねいたしますが、国の総合経済対策における所得税や住民税減税に伴い、本県をはじめとして、地方財政への影響が懸念されま

す。全国知事会地方税財政常任委員長としてどのように対応されるのでしょうか、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 国の総合経済対策に盛り込まれた所得税及び個人住民税の減税につきまして、個人住民税の減収額につきましては、全額国費で補填をするという方針が明示されている一方で、所得税の減税に伴い、所得税収の約3割を原資とする地方交付税が減額となることへの対応はまだ決まっておらず、また、それに加えまして、減税や給付に伴う市町村の事務負担が増大することを強く懸念しております。

地方固有の財源である地方交付税の本旨に鑑み、地方行政サービスに支障を来すことのないよう、所得税の減税に伴う地方交付税の減額分を国の責任において補填するとともに、減税や給付に伴うシステム改修費や事務負担の増大に対し、適切に財政措置を講じるよう、国に対し強く求めていく必要があると考えております。

このため、先月開催されました政府主催の全国知事会議におきまして、私は地方税財政常任委員長として、直接、岸田首相にこれらの対応を要請するとともに、その後も多数の政府・与党関係者を訪問し、地方を代表して、この内容について要請を行っているところであります。

**○松本哲也議員** 年が明けますと、市町村では税の申告受付事務が始まり、大変忙しい時期となります。人員は少なくなり、限られた期間の中で、事務は大変な作業だと思われれます。ぜひ自治体の事務の負担につきましては、強く声を届けていただきたいというふうに思います。

それでは、物価高対策について具体的にお尋ねさせていただきます。

私は、指定管理業務や学校給食には物価高が大きく影響するのではないかと考えています。

働く皆さんの賃金や労働条件、人件費には影響していないのかという点です。

具体的に、去る9月、本県にも影響がありました。株式会社ホーユーの破綻には、背景に、原材料や電気料金、人件費の値上がりなどがあると指摘されています。

本来、自治体業務として行われるべき業務が、指定管理や業務委託によって実施されています。しかし、物価高に加えて、入札による価格競争など、最低賃金の上昇や物価スライドなどにしっかり対応・反応できているのか、特に昨今の状況からしますと、安心して働ける環境が整っているのかと不安になります。

このようなことを考えたとき、改めて公契約条例の必要性を考えました。過去にも数回、県議会において質問がなされておりますが、平成28年6月議会において、我が会派の岩切議員が質問して以来、公契約条例についての県当局の見解をお聞きしていないようです。当時、「国や県の動向など把握に努め、意見なども伺っていく」と答弁されています。検討がなされてきたものと理解しています。

そこでお尋ねいたします。このような物価高や安定した勤務・労働条件、そして質の高い公共サービスの提供や安全性の確保のためにも、公契約条例の必要性が強く求められていると感じていますが、県の考えにつきまして、総務部長にお尋ねいたします。

**○総務部長（吉村達也君）** 賃金等の労働条件につきましては、公契約か否かにかかわらず、労働基準法等の関係法令が遵守されるべきものであります。

また、公共工事などの県の契約につきましては、県内産業の健全な発展や地域経済の活性化という観点も大変重要であります。

これらも踏まえ、公契約条例につきましては、労働者の賃金水準や労働条件の確保を定める国際労働機関（ILO）の条約批准やそれに伴う国内法の制定に関する国の動向等を注視してまいりたいと考えております。

**○松本哲也議員** 私も今後、注視して、あわせて、多くの自治体とともに、条例制定を求めて取り組んでまいりたいというふうに思います。

指定管理者制度では、その多くが複数年で協定を締結しているものと認識しております。今回の最低賃金の引上げ額は過去最高となり、その改定時期は10月であります。今般の物価高騰も考慮すると、指定管理者には大きな影響を及ぼしているものと思います。どのように対応されているのか、再度、総務部長にお尋ねいたします。

**○総務部長（吉村達也君）** 指定管理者制度を導入している公の施設につきましては、県との間で締結する基本協定書に基づき、指定管理者が管理運営を行っております。

この協定の中で、物価変動等により運営経費が増加する場合は、原則として指定管理者が負担することとしております。

また、特別の事情があると認められる場合には、施設の安定した管理運営を継続するため、指定管理者の負担の一部を免除できると規定しております。

**○松本哲也議員** なかなか指定管理者側から申出を行うことができない、そのような声も届いております。この物価高が長引く場合には、特別な事情に当たるのではないかというふうに考えますが、今後の対応をぜひともよろしくお願い申し上げます。

それでは、学校給食についてお尋ねいたします。

先ほどホーユウの件について触れました。しかし、全国においては、物価高の影響を受け、食材の値段やデザートの高頻度などにも配慮しつつも、栄養価が変わらないように工夫を加えながら給食をつくっていると伺っています。本県においても同様であろうと推察します。

これまでと変わらない給食材料を確保するために、保護者負担の給食費を値上げすることは、なかなか理解が得られないと考えます。ましてや、年度の途中からということは、なおさらではないでしょうか。減税だ、給付金だと言っても、実際に負担する保護者からしますと、簡単にはいかないと思います。

そこでお尋ねいたしますが、近年では、県内においても、学校給食の無償化を実施する自治体が増えています。基本的には、保護者が負担する学校給食の制度であります。この物価高騰の中、学校給食費における保護者負担の状況につきまして、教育長にお尋ねいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県教育委員会におきましては、市町村担当者会を開催し、国の臨時交付金に関する給食費の補助につきまして、的確な情報提供を行い、保護者負担軽減が効果的に行われるよう支援しているところであります。

また、物価高騰の中、学校では、献立作成や調理方法の工夫により、児童生徒の成長に必要な栄養量を満たした給食の提供を行っております。

そのような中、今年度は、物価高騰の折、26市町村中24の市町村で、保護者負担軽減のための給食費の補助を行っております。

**○松本哲也議員** 保護者に負担を求めるか、自治体が予算を増額するのか、また、コロナ禍において実施された肉や魚などの食材の提供はで

きないのか、様々な取組や検討が必要ではないかというふうに考えています。

学校給食の多くが業務委託契約により実施されていると認識しています。食育、地産地消、伝統料理や多様な食文化にアレルギー除去など、安心・安全な給食を届けることだけでなく、学校給食には非常に大きな役割と責任があります。直営での実施や学校ごとでの実施など、制度自体をどう維持していくのかなど、県教育委員会には、市町村と一体となった今後の取組を期待したいと思います。

それでは、次に移ります。

次に、企業誘致についてお尋ねいたします。

熊本県で建設が進んでいます半導体製造メーカー、TSMCをはじめとして、本県国富町に進出予定のローム株式会社など、半導体関連のニュースを聞かない日がないくらい、連日のように報道されています。

デジタル社会を見据えたとき、半導体はなくてはならないものであることから、国もこの分野への工場誘致の支援を手厚くしているようで、国内においては、各地で企業誘致が展開されています。しかし、この分野においては、一定規模の用地が既に用意されていることが必要であるというふうに伺っております。

新たな分野の企業誘致はないものかと、私も思っていました。そんなある日に、電気自動車の航続距離を延ばせる材料の増産に素材各社が乗り出すという記事を目にしました。その記事で私の目に飛び込んできたのが、リチウムイオン電池でした。ノーベル化学賞を受賞された旭化成名誉フェローの吉野彰さんの講演を思い出したのです。

吉野さんは2019年に受賞されました。コロナ禍の影響もあり、翌2020年に延期して開催され

た記念講演会でした。この講演では、リチウムイオン電池がIT社会の実現に大きく貢献していることや環境エネルギーの問題解決に大きな可能性を秘めていることなどをお聞きしたと記憶しております。

そこで、知事にお尋ねいたします。知事もこの講演をお聞きになられたと記憶しておりますが、3年前ではありますけれども、お聞きになられたことを思い出していただき、改めて率直な御感想をお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 吉野さんは、ノーベル化学賞を受賞後、全国の旭化成グループから講演依頼が殺到している。そういう状況の中で、まずは旭化成発祥の地である延岡を講演の最初の地に選んでいただいた。そのことに感激したのを覚えております。

講演の中では、リチウムイオン電池の研究に当たりまして様々な素材を探していたところ、旭化成せんい株式会社の炭素材料を使うことで軽量化の道が開けたということですか、製品化に向けた最後の段階である安全性の確認、これは延岡の工場で実験をして、その安全性を確認できて商品化につながったというお話を伺いまして、延岡はリチウムイオン電池発祥の地と言えるのではないかと、そんなことを考えたの思い出したところでもあります。

また、お話の中で、IT革命の次はET革命、すなわち環境エネルギーに係る技術の変革が起こるという未来の展望を語られております。2050年のカーボンニュートラルに向けた取組として、宮崎県には、植林など積極的な貢献を期待していると話されたところでもあります。

吉野さんが本県ゆかりの方であるということは大変誇らしく思っておりますし、今年9月にも講演のために来県されるなど、本県とのつな

がりを大事にされていること、大変ありがたく受け止めております。これからも様々な形で、本県に対する御指導、御協力をいただきたいと考えております。

○松本哲也議員 ありがとうございます。少し前のことでありましたが、これだけ知事も思い起こしていただけるということは、それだけやはり印象が深かったのではないかというふうに思った次第であります。ぜひとも吉野先生との関係を強く太くしていただきたいと思っております。

新たな分野の中で、国は2035年までに電気自動車の新車販売100%を実現するとしておりまして、国際エネルギー機関による電気自動車などの販売台数は、2030年に3,690万台に達すると予測しています。ガソリン車を含む新車販売に占める比率は、35%以上になる見通しを示しています。吉野さんのお話からも、非常に明るい分野だと思います。また、県北地域の産業振興にもつながるのではないかと期待するところです。

そこで、再度、知事にお尋ねいたします。今後、蓄電池関連企業の誘致に取り組むべきではないかと考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 蓄電池は、自動車等の動力源、太陽光等の再生可能エネルギーの貯蔵手段、各種IT機器の電源など、電化社会、デジタル社会において様々な用途で利用され、市場の拡大により、成長が見込まれる産業であると考えております。また、本県が強みを持ちます太陽光がもっともって生きてくる、そのような技術であると考えております。

このような成長産業分野の企業立地は、投資や雇用の創出のみならず、地場企業にとっても



新たな事業展開や取引拡大が期待でき、地域経済の活性化に、より大きな効果をもたらすものと考えております。

県では、企業立地に重点的に取り組む産業分野に、御指摘の蓄電池を含むゼロカーボン関連産業を位置づけております。県としましては、県北地域はリチウムイオン電池にゆかりが深く、関連素材の生産拠点もあるという地域の特性や立地環境を生かしながら、市町村と連携し、蓄電池関連企業の誘致にもしっかりと取り組んでまいります。

**○松本哲也議員** ありがとうございます。電気自動車の普及が進み、一般家庭においても蓄電池が設置・活用されるためにも、リチウムイオン電池は不可欠な存在であるとおっしゃっていただきました。また、県北に目を向けますと、重要港湾である細島港を有していることは大きな強みであり、条件が整っていると考えます。さらには、今後の九州中央自動車道の建設促進を加速させることにもつながる可能性があると考えます。今後の積極的な取組・展開を期待しております。

次に移ります。東九州新幹線についてでございます。

この2日間、鉄道に関する質問がなされております。重なる部分もあるかと思いますが、質問させていただきます。

今年の8月、大分県における知事と市町村長の会合において、東九州新幹線の議論が中心となりまして、四国新幹線と併せて、整備計画路線への格上げを目指して、県全体で協力することが確認されたと伺っております。

先日、利便性に直結する所要時間や課題となる概算事業費などの試算結果が発表されました。大分県知事は、「宮崎県などとも連携し、

循環型の交通整備に向けて議論を重ねていければ」と話されています。

議論では、久大線ルートと日豊線ルートが検討されていますので、ぜひとも東九州新幹線、特に日豊線ルートの実現に向けて一緒になって議論し、取組を行うべきだと思っております。

そこで、東九州新幹線の整備計画路線への格上げに対する考えについて、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 大都市圏から遠隔地にある本県にとりまして、国の基本計画に位置づけられている東九州新幹線の整備は、広域的な高速交通ネットワークを構築する上で、重要な基盤になるものと認識しております。

このため私は、東九州新幹線鉄道建設促進期成会の会長として、関係する4県1市合同で、整備計画路線への格上げなどにつきまして、毎年、国に対する要望活動を行っております。

このような中、大分県では、新たなルートを設定し、これまでのルートと比較・検証するなど、機運を醸成するために独自の取組を行っているところであります。

また、県内各地をくまなく回る中で、県民の皆様から、現在の東九州新幹線の枠組みとは異なるルートを含め、様々な御意見を伺っているところでありまして、本県におきましても、今後の実現可能性などを踏まえた、あらゆる検討が必要であると考えております。

次の整備計画路線への格上げに向けまして、他の基本計画路線に取り残されることがないように、引き続き、関係自治体と連携しながら取り組んでまいります。

**○松本哲也議員** ぜひ取り残されないように、積極的に連携をお願いしたいと思います。

それでは、東九州新幹線の実現に向けた取組

を加速化していくべきだと考えつつも、近くてなかなか遠く、つながっているようで海を挟んでおり、今も話題となるのが、九州と四国を結ぶ豊予海峡ルート構想です。その距離、14キロメートルほどです。

今から25年前、平成10年に、全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」が策定されました。その中で示された4つの国土軸構想の1つとして、「太平洋新国土軸構想」があります。日本全体の均衡ある発展を目指す構想でありますので、このことも将来を見据えてしっかりと取り組まなければならないと考えています。

また、本県は、豊予海峡ルート推進協議会の会員として、国への提言活動などに取り組んでいると認識しております。

整備方式には、新幹線と高速道路、橋梁か海底トンネルなどが想定されているようです。これらも大分県では会合が開かれたようで、さらには、四国4県が四国新幹線の実現に向けて「初めて意見が一致した。機は熟した」とのことで、今後の動向を注視していかなければならないと思いますし、本県も強力に取り組む時期に来たのではないかと考えます。

そこで、今度は、大分県などが推進に取り組む新幹線だけではなく、高速道路も含めた豊予海峡ルートに対する御所見をお伺いいたします。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 基本計画路線の一つであります四国新幹線の豊予海峡ルートにつきましては、大分県佐賀関半島と愛媛県佐田岬半島を隔てる約14キロメートルを架橋や海底トンネルで結ぶ構想であります。

大分県では、このルートを東九州新幹線や高速道路で結節することにより、人や物の循環を

促進し、近畿、中国、四国、九州が密接に連携した広域的な経済圏や観光圏の形成を目指しているところであります。

本県は、このルートを推進する豊予海峡ルート推進協議会に参加しているところであり、九州全体はもとより、国土の均衡ある発展や災害時のリダンダンシー確保など、我が国全体に大きな効果が期待される構想であると認識しております。

**○松本哲也議員** 夢のある新幹線の話に触れさせていただきましたが、在来線の存続というものは、本県において非常に大きな課題でありまして、このことは、全国においても、利用者が少ない沿線自治体などでは、廃止の危機感が強くなっています。

さらには、今年10月からは、鉄道の在り方について、鉄道事業者と自治体が話し合う再構築協議会の設置が可能となりまして、先日、広島・岡山両県を走る芸備線が、協議に向けて参加の意向を回答したようであります。

本県においては、JR九州による2022年度線区別収支と平均通過人員が公表され、日南線や吉都線において、沿線自治体も様々な利用促進に向けて取り組んではいるものの、現実はなかなか厳しい結果のようです。

そこでお尋ねします。まずは、このような県内鉄道の利用状況の課題につきまして、総合政策部長にお尋ねいたします。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 県内鉄道の最近の利用状況につきましては、新型コロナの影響により、令和2年度に利用者数が大きく減少し、特に日豊本線の佐伯－延岡間や宮崎空港線では、観光客等の人流の抑制により、コロナ禍前である令和元年度の半分以下となったところであります。

その後、緩やかな回復傾向にあるものの、以前の水準まで戻っていないことから、観光やビジネス需要をさらに取り込む必要があると考えております。

また、国は、1日当たりの利用者数が1,000人未満の線区を優先し、上下分離方式の導入や、バス、BRTへの転換といった再構築を進める方針でありますので、特に利用者数が少ない吉都線や日南線油津－志布志間につきましては、路線の維持が大きな課題と認識しております。

○松本哲也議員 それでは、鉄道の存続に向けた利用促進の取組につきまして、もう一度、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県におきましては、これまで、鉄道の利用促進を図るため、観光列車「海幸山幸」の平日臨時運行を利用する団体等を支援するとともに、大分や鹿児島行きの特急列車を利用した旅行商品の造成などに取り組んできたところであります。

また、本年度から、吉都線につきましては、通勤定期の購入を支援するとともに、日南線では、沿線で開催されるイベントと連携した利用促進の取組を支援するなど、路線ごとの特徴を踏まえた取組を進めております。

さらに、来年度からは、九州各県等と連携し、鉄道や高速バスといった県をまたがる交通機関と路線バスなどの地域内の交通機関の両方で利用可能なデジタルチケットを販売する予定としており、新型コロナで落ち込んだ観光需要の回復を図ってまいります。

○松本哲也議員 今朝の新聞では、指宿枕崎線の在り方を協議するという記事を目にしました。日南線、吉都線、そして日豊本線におきましても、不安に駆られたところでした。

ぜひともいろんな取組を進めていただきまし

て、また、観光でお見えになる多くの方から、ICカードの利用、利便性向上の声もいただいておりますので、今後の取組をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に移ります。スマート農業についてお尋ねいたします。

本県総合計画アクションプランの重点プログラムに「力強い産業の創出・地域経済の活性化」が挙げられています。中でも、「稼げる農林水産業への成長促進」のスマート農林水産業の促進には、高齢化の進行や担い手の減少対策と、これからの本県農林水産業の推進に期待しているところです。

先日、安田議員もおっしゃいましたが、私も環境農林水産常任委員会の委員として、北海道を視察させていただきました。その中で、本県におけるスマート農業を、北海道での視察から見たときに、どのような取組ができるのかと考えたところでした。特に本県においては、中山間地域において様々な形で農業に取り組む方々が多く、そのことにより、農地を含めた中山間地域を守ることにつながっていると言えます。

そこでお尋ねいたしますが、これから県内各地において、スマート農業技術の導入が図られていくと考えます。地理的にも大きく違いがあります。県としては、地域の条件などを踏まえたスマート農業の推進をどのように考えているのでしょうか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） ICTやAIなどを活用したスマート農業を推進することは、生産性の向上や労働力不足の解消に加え、G7宮崎農業大臣会合でテーマとなりました持続可能な農業の実現という観点からも、大変重要だと考えております。

このため県では、農業者や関係機関・団体と

連携し、スマート農業を「知る」「試す」「使いこなす」という3つの視点によるスマート農業の実装化と、それらの技術を生かした生産モデルの創出を進めております。

実装化を進めるに当たりましては、栽培品目や圃場条件に合った技術の導入が必要であります。特に中山間地域においては、農地が狭く、圃場が急傾斜地に点在しておりますことから、これらに対応できる機械等の選定も含め、技術の確立に取り組んでいるところであります。

今後とも、地域の条件を踏まえ、県内全域においてスマート農業技術の導入を展開することで、「持続可能な魅力あるみやざき農業」の実現を目指してまいります。

○松本哲也議員 では、スマート農業の中から、具体的にシキミ栽培におけるドローン防除についてお尋ねいたします。

シキミとは、葬儀や法要、仏壇、お墓などにお供えする花木です。延岡市北川町の生産量は全国の1割以上を占めており、中山間地域の取組としては安定した収入を確保できています。

しかしながら、中山間地の中でも急傾斜地の栽培であるため、大型機械などの導入は困難であり、薬剤防除作業などはかなりの労力を必要とします。また、品質維持のための保管や梱包、出荷など、通年作業に加え、繁忙な時期には、朝早くから夜遅くまで従事することがあると伺っています。

防除作業においては、ドローンを活用する取組などが研究されているようで、空中からの散布は効果的なようですが、葉の裏側の防除などはまだまだ課題も多く、ほかにも様々な研究・検討が進んでいると伺っております。

そこで、このシキミの省力化防除体系確立に向けた取組につきまして、農政水産部長にお伺

いいたします。

○農政水産部長(久保昌広君) 御質問のとおり、シキミは、延岡市や美郷町などの中山間地域における重要な栽培品目の一つですが、傾斜地での栽培であるため、病虫害の防除等の省力化が課題であります。

このため県では、国の事業により、令和4年度から6年度にかけて、愛媛大学等との共同研究において、地元関係者と連携しながら、ドローンを活用した省力化防除体系の試験に取り組んでいるところであります。

この試験では、ドローンで利用可能な農薬の登録に向けた散布付着量の調査をはじめ、防除に適した樹形の検討などを行っております。これらの取組により、シキミの持続的な生産体制の構築を図ってまいります。

○松本哲也議員 他の地域でも様々な課題があると思われま。それぞれの現地における丁寧で迅速な対応・検討を今後ともよろしく願います。

それでは、次に移ります。防災道の駅についてお尋ねいたします。

今年度、県議会で設置しています防災減災・県土強靱化対策特別委員会において、様々な取組の調査研究を行っています。特に防災の拠点として、「道の駅都城NiQLL」は、防災道の駅に選定され、後方支援拠点の大きな役割を担っていること、また、その重要性について学びました。

防災道の駅は、令和3年に、都道府県の提案を踏まえ、全国で39駅が選定されました。幾つかの選定要件が定められていますが、現在のところ、本県においては都城のみとなっております。このことは、鹿児島県や熊本県南部方面からの後方支援拠点として、本当に重要でありま

す。

一方で、災害はいつどこで発生するか予測できず、南海トラフ巨大地震ともなれば、甚大な被害が想定される県北部などを考慮した拠点の整備体制などが必要だと思えます。

そこでお尋ねいたします。県内には複数の防災拠点を設置する必要があると考えます。県の考えにつきまして、危機管理統括監にお尋ねいたします。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 自然災害が激甚化・頻発化し、今後高い確率で南海トラフ地震の発生が危惧される中、あらゆる危機事象に迅速かつ的確に対応するため、災害時の情報収集や物資の備蓄・輸送、救命・救助活動など、様々な目的に応じた防災拠点を数多く設置することが望ましいと考えております。

このため、宮崎県地域防災計画におきましては、県の本庁舎や出先機関、市町村庁舎をはじめ、国土交通省などの国の出先機関、自衛隊基地や空港、港湾のほか、トラックターミナルや高速道のサービスエリア、総合病院など、延べ515施設を防災拠点として位置づけているところであります。

**○松本哲也議員** そこで、具体的に県北部に目を向けますと、大分県や熊本県北部からの支援を想定した場合に、「道の駅北川はゆま」は非常に有望であると考えます。「道の駅北川はゆま」は東九州自動車道に直結しており、国道10号・326号の利用により大分方面から、そして延岡インターからは、九州中央道によって熊本方面にもつながる交通の要衝であります。

さらには、沿岸部からも距離があることから適地にあると言えます。現在、重点道の駅に選定され、防災機能も充実しています。延岡市北川町は水害に悩まされる地域であります、

「道の駅北川はゆま」は高台にあり、その周辺をしっかりと活用することで、防災道の駅として、その役割を大きく果たすことにつながると考えます。「道の駅北川はゆま」が防災道の駅に選定されるために、準備を整えておく必要があると考えます。

そこでお尋ねいたします。現時点において、「道の駅北川はゆま」の県における防災上の位置づけはどのようになっているのか、再度、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 「道の駅北川はゆま」を含む県内18か所の道の駅は、宮崎県地域防災計画において、救援物資等の備蓄拠点、または集積拠点のうちの、道路空間を利用した防災拠点として位置づけられております。

また、「道の駅北川はゆま」は、宮崎県新広域道路交通計画において、防災倉庫や非常用発電機などを備えた地域の防災拠点とされています。

さらに、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画において、南海トラフ地震が発生した場合、国土交通省の緊急災害対策派遣隊、いわゆるTEC-FORCEの進出拠点として位置づけられております。

**○松本哲也議員** ありがとうございます。本県2か所目ということだけでなく、九州の北部、大分県側への支援としても重要な位置にあると考えます。第2弾の選定の際には、ぜひとも国土交通省や延岡市と協議をしっかりと行っていただき、「北川はゆま」の防災道の駅への推薦をいただくようお願いしたいと思います。

次に、県道北川北浦線の整備についてお尋ねいたします。

これまで、スマート農業や防災の拠点などに触れ、質問してきました。シキミ栽培の現地へは、県道北川北浦線から分岐した市道を進んでいきます。しかし、この県道は、過去に台風による大雨の影響で冠水しました。そのときは、起点側も終点側も冠水した箇所がありまして、県道沿線の地区をはじめとして、一時、孤立した地域がありました。

また、この道路が長時間通行止めともなりますと、先ほどのシキミの出荷等への影響は避けられず、台風の時期とシキミの繁忙期が重なることから、大きな損失につながりかねません。現在も県道全体の改良が進んでいることは承知しておりますが、再び孤立することがないよう、さらに整備を進めていただきたいとの声が上がっています。

そこでお尋ねいたします。冠水する箇所もありますが、改良も計画的に進めていただきたいと思っております。県道北川北浦線の整備状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 県道北川北浦線におきましては、全体延長約14キロメートルのうち、特に交通に支障のある箇所から整備を進め、これまでに約12キロメートルが完了したところであり、令和2年度からは、三川内工区約1.3キロメートルの整備に取り組んでおります。

当該工区は河川に隣接しているため、道路の拡幅に合わせ、路面の高さを現道よりも高くすることで冠水リスクの軽減を図ることとしており、これまでに約800メートルの拡幅工事が完了し、現在、残る区間の改良工事を実施しているところでもあります。

当路線は、地域の産業振興はもとより、沿線住民の暮らしや交流を支える重要な路線であり

ますので、必要な予算の確保に努め、引き続き、早期整備に取り組んでまいります。

**○松本哲也議員** この県道沿いの河川における堆積土砂の撤去にも鋭意取り組んでいただいております。住民の皆さん方からは、そういう面では感謝の声もいただいております。引き続きどうぞよろしく願いいたします。

それでは、不登校対策についてお尋ねいたします。

実は、6月にもICTを活用した学習活動について質問させていただきましたが、9月から延岡市において、ICTを活用したオンライン学習支援の取組が開始されました。早速この取組を視察させていただき、非常に有効であると考えました。6月の私の質問に対して、教育長の御答弁には「好事例の紹介に取り組む」とありましたので、改めて質問させていただくところであります。

延岡市における不登校の児童生徒も全国と変わらず増加傾向にあるとのことで、1つ目に、必要な指導・支援、相談を行い、在籍校への復帰を目的とした学びの場——延岡市ではアウトリーチ・オアシス教室と言いますが、この拡充と、2つ目に、市専属のスクールソーシャルワーカーの拡充、3つ目として、ICTを活用したオンライン学習支援、この3つを今年度から「誰一人取り残さない「新たな学びのフィールド」構築事業」として開始したところです。

事業の目的は、「オンライン上の居場所を提供し、共に学ぶことやオンライン学習支援員等との交流によって、心の安定と自己実現への意欲を高める。その上で、個に応じた学びの機会の提供や状況に応じた支援や働きかけを行うことで社会的自立を支援する」とあります。

学習の配信を行う拠点校として、市内中心部

から離れた熊野江小学校の空き教室を利用して  
いました。この学校の児童数は4名。今年度は  
中学生のみの支援です。隣接する南浦中学校と  
も、週3回、月・水・金曜日の午前中に行われ  
ております。

そこでお尋ねいたしますが、県教育委員会も  
この取組について御存じのことと思います。延  
岡市の取組について、教育長の所感をお伺い  
いたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 不登校の児童生徒  
の社会的自立を支援する上で、ICTを活用し  
たオンラインによる学習支援は、大変有効な手  
段の一つであると考えております。

延岡市の取組は、配信拠点校にいる支援員と  
自宅の児童生徒をオンラインでつなぎ、支援員  
のサポートを受けながら、ウェブドリル等の学  
習コンテンツを個人のペースで進めることが  
できると聞いておまして、県内で初めての取  
組として注視しております。

県教育委員会といたしましても、この延岡市  
の先進的な取組について、先日、市町村の担  
当者を開き、その成果を共有したところで  
あります。私もこの取組が児童生徒の次につ  
ながる一歩となることを期待しております。

**○松本哲也議員** 延岡市においては、今後、火  
曜と木曜の支援や小学生の取組、支援員の  
数など、課題や事業の拡充についても意見  
交換をさせていただきました。まだまだいろ  
んな支援の在り方や取組があると考えま  
す。

そこで、県内の公立小中学校における不  
登校児童生徒の学びの場の確保に対する市  
町村の取組と県の支援について、教育長  
にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** これまで本  
県の公立小中学校における不登校児童生  
徒に対して

は、各市町村の実態に応じた支援がな  
されておりました。しかしながら、コ  
ロナ禍を経て、顕在化した課題に対  
応するため、各学校では学びの場  
の確保のために、空き教室を利用  
して校内教育支援センターを整備  
したり、ICTを活用したオンライ  
ンによる学習を行うなど、新たな  
取組が始まったところであります。  
ほかにも、一部の市町におきま  
しては、フリースクールとの連  
携も進んでまいりました。

県教育委員会といたしましては、今  
後とも、市町村教育委員会にお  
いて児童生徒の学びの場の確保  
がなされるよう、国の動きを注  
視しながら、支援の在り方につ  
いて研究を進めてまいります。

**○松本哲也議員** 今後、特例校の  
動きなど、取組が注目されると思  
いますので、今後の研究を期待  
したいと思います。よろしくお願  
いいたします。

最後の質問でございます。社会教育  
の振興についてお尋ねいたします。

初めに事例を紹介いたします。

延岡市教育委員会では、社会教育課  
の事業として、延岡市の自然や文  
化、産業に触れる体験を通して、  
郷土に親しむ心、生きる力を育  
成することを目的として、「はら  
はらわくわくふるさと体験隊」と  
いう事業を実施しています。前  
身の事業開始が昭和52年と伺  
っておりますので、実に47年間  
継続されている、すばらしい事  
業です。

現在は、市内の小中学校を対象に、  
各学年10名、合計60名を募集  
して、違う学校の子供たちが一  
緒になって、はらはらわくわく、  
心と体を動かし、田植えや林業  
体験、宿泊体験など、5月から  
毎月1回、年間9回、様々な体  
験活動を行っています。この事  
業の実施に当たっては、

教育委員会が委嘱した15名の市少年団体指導員の方々が指導に当たってくださいます。

この事業に、先ほどの熊野江小学校の全児童4名、浦城小学校の全児童3名が教育課程の一環として参加しており、体験を通して交流し、学んでおります。

集団活動する上では当然リーダーが必要となり、この事業のリーダーは小規模校の児童が務めており、まとめ役を率先して買って出たと伺っております。

日頃、経験することができない集団生活の場で、知らない友達を引っ張っていくことは大変なことだと思いますが、この小規模校の児童は、日頃から地域のボランティアの方々と放課後子ども教室などで見守っていただき、その中で、このすべを得ていたのではないかというふうに思っております。

このことを考えたときに、昨年12月の県社会教育委員会議の提言書が目にとまりました。提言書では、「生涯学習の視点に立った社会教育の在り方」とありました。4年間かけてまとめられたすばらしい提言です。これをしっかりと生かして実践していただきたいと思っております。

そこで、教育長に、令和4年度に出されました県社会教育委員会議の提言を受け、今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県では、今後の社会教育の在り方等につきまして、4年の審議を経て、有識者の皆様から御提言をいただきました。この提言は、今、議員からも御案内のありましたように、本年度策定した宮崎県教育振興基本計画にそのまま反映させていただいております。具体化に向け、現在、取り組んでおります。

例えば、「地域ぐるみでつながる」という提言の下、アドバイザーを派遣し、地域と学校の連携・協働を支える体制を整えております。同時に、県民参加の研修会を開催し、事例発表や協議を通して、当事者意識を育成する取組を行っております。これらは、地域の皆様の生きがいくくりにもつながるものと考えております。

今後とも、提言を生かした一層の社会教育の充実に、市町村とともに取り組んでまいります。

**○松本哲也議員** ありがとうございます。未来を切り拓く、心豊かでたくましい、宮崎の人づくりには、社会教育の振興が必要であると私は思っております。今後の展開に期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

**○日高博之副議長** 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、4日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時36分散会